

(様式3 公表の表紙)

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成29年12月

つくば市市民部市民活動課男女共同参画室

案件名	つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）
募集期間	平成29年12月1日 ～ 平成30年1月9日
担当課	市民部市民活動課男女共同参画室
問合せ	TEL 029-883-1111（内線）2420

■ 意見募集の趣旨

つくば市男女共同参画社会基本条例第7条に基づき、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）を策定します。つきましては、計画（案）を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）
- ・つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）の背景・経緯等
- ・つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案） 概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・男女共同参画室（2階）
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター
 ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市市民部市民活動課男女共同参画室
- ファクシミリ 029-868-7586
- 電子メール ctz040@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成30年3月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、男女共同参画室、
情報コーナー(庁舎1階)、
各窓口センター、各地域交流センター

つくば市男女共同参画推進基本計画 (2018～2022)

つくば市

男女共同参画都市宣言

つくば市は、万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ、世界と日本の文化が溶けあう、人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は、男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し、義務も責任も協力してにない、いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは、このつくば市に誇りを持ち、希望あふれる未来に向かってさらに発展し、世界に友情と平和の輪を広げることを願い、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いにひとりの人間として尊重しあい、自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女が家庭でも職場でも協力しあい、思いやりあふれる地域社会をつくり、ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
第2章 男女共同参画をとりまく現状	7
1 国内・外の男女共同参画に関する動向	9
(1) 世界の動き	9
(2) 国の動き	10
(3) 県の動き	11
(4) 市の動き	12
2 男女共同参画に関わる本市の現状	13
(1) 人口に関する状況	13
(2) 世帯に関する状況	15
(3) 婚姻に関する状況	16
(4) 就業に関する状況	18
3 つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	20
(1) 男女の地位の平等に対する意識	20
(2) 生き方や家庭生活、子ども、地域活動などに関する意識	22
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	29
(4) 就業における意識と企業の状況	31
(5) セクシュアル・ハラスメント／ドメスティック・バイオレンス	34
(6) つくば市の取り組みについて	35
4 つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）の推進状況	36
5 本市が取り組むべき男女共同参画における主な課題	39
第3章 計画の基本的考え方	41
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	46
4 重点施策	47

第4章 施策の展開.....	49
基本目標1 男女共同参画社会の基盤整備.....	51
基本目標2 あらゆる分野での活躍推進.....	54
基本目標3 一人ひとりの人権の尊重.....	58
指標一覧.....	61
「男女共同参画に関する市民意識調査」における目標値.....	62
男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値.....	63
第5章 推進体制.....	65
1 庁内の推進体制の充実.....	67
2 連携する推進体制の構築.....	67
3 PDCA サイクルによる進行管理.....	67
資料編.....	69
策定経過.....	70
つくば市男女共同参画社会基本条例.....	71
つくば市男女共同参画審議会委員名簿.....	77
つくば市男女共同参画推進本部設置要綱.....	78
平成29年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿.....	79
男女共同参画に係る相談窓口.....	80

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

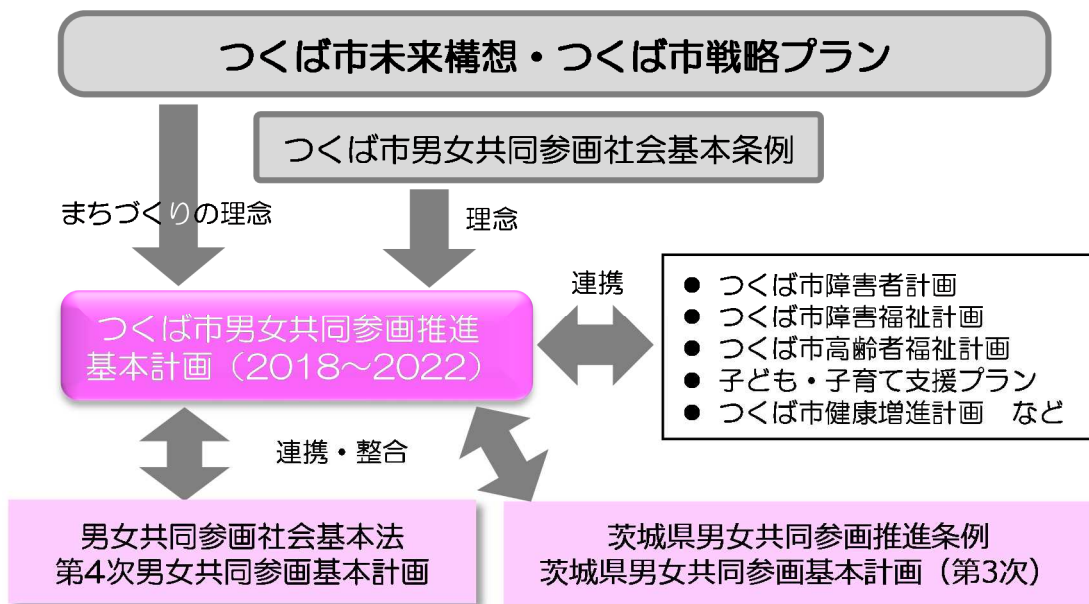
現在の「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」が平成9年に策定されてから、20年が経過しました。この間、男女が互いを尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会を形成するための環境整備として、国においては「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法」更に「女性活躍推進法」などの法律の施行や4次にわたる「男女共同参画基本計画」の閣議決定、県においては、「茨城県男女共同参画推進条例」や「茨城県男女共同参画基本計画」の制定、本市では、「つくば市男女共同参画都市宣言」や「つくば市男女共同参画社会基本条例」の制定などが行われてきました。

しかしながら、依然として配偶者等からの暴力やストーカー被害を受ける女性の存在は大きな社会問題であり、家庭や地域、職場など様々な場面における男女の地位の不平等感は、本市においても、いまだ払拭されていません。

そうした状況を踏まえ、この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）」の計画期間満了にあたり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、本「つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）」の後継計画です。
- 本計画は、「つくば市未来構想」「つくば市戦略プラン」が示すまちづくりの理念、「人を育み、みんなで支え合うまち」の実現に向けた個別計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」を含みます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含みます。



3 計画の期間

本計画は、平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間で計画期間とします。

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度
つくば市	つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）		つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）				
茨城県	男女共同参画基本計画（第 3 次）						
国	第 4 次男女共同参画基本計画						

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

第2章 男女共同参画をとりまく現状

第2章 男女共同参画を取りまく現状

1 国内・外の男女共同参画に関する動向

(1) 世界の動き

■昭和 50（1975）年 「国際婦人年」設定

昭和 51（1976）年からの 10 年間を「国連婦人の 10 年」とすることが決まりました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の自立と地位向上を目指し、各国が 10 年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

■昭和 55（1980）年 「女子差別撤廃条約」署名

デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年世界会議」で、国連憲章や女子差別撤廃宣言等に規定された性による差別禁止の原則を更に具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。

■昭和 60（1985）年 「ナイロビ将来戦略」採択

ケニアのナイロビで開催された「国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を 2000 年まで延長することが決定され、「2000 年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

■平成 5（1993）年 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連総会で「宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

■平成 7（1995）年 「北京行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21 世紀に向けて各国、NGO などが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

■平成 12（2000）年 「女性 2000 年会議」開催

国連本部で開催された会議で、21 世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

■平成 17（2005）年 「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第 49 回国連婦人地域委員会において「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

■平成 23（2011）年 「UN Women」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として平成 22（2010）年の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

(2) 国の動き

■昭和 50（1975）年 「婦人問題企画推進本部」設置

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」が策定されました。

■昭和 60（1985）年 「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めたのち。この年、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

■昭和 62（1987）年 「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

■平成 6（1994）年 「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置

■平成 8（1996）年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定

21 世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

■平成 11（1999）年 「男女共同参画社会基本法」公布

男女共同参画社会の形成を 21 世紀の最重要課題として位置づける「男女共同参画社会基本法」が公布されました。

■平成 12（2000）年 「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

■平成 13（2001）年 「配偶者暴力（DV）防止法」公布

女性に対する暴力を人権にかかわる問題ととらえ、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「配偶者暴力防止法」または「DV 防止法」）」が公布されました。

■平成 15（2003）年 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」

閣議決定

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32（2020）年までに少なくとも 30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

■平成 17（2005）年 「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定

■平成 19（2007）年 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

「仕事と生活の調和のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

■平成 22（2010）年 「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定

■平成 25（2013）年 「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す」ことが戦略の中核に位置づけられました。

■平成 27（2015）年 「女性活躍推進法」公布

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10 年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布されました。

「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定

（3）県の動き

■昭和 53（1978）年 「青少年婦人課」設置

茨城県における男女共同参画への取り組みが開始されました。

■平成 3（1991）年 「いばらきローズプラン」策定

「茨城県女性対策推進本部」設置

茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。

■平成 8（1996）年 「いばらきハーモニープラン」策定

茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。

■平成 13（2001）年 「茨城県男女共同参画推進条例」制定

「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、「茨城県女性対策推進本部」の「茨城県男女共同参画推進本部」への名称変更など、推進体制が整備されました。

■平成 14（2002）年 「茨城県男女共同参画基本計画」策定

「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。

■平成 17（2005）年 「女性プラザ男女共同参画支援室」開設

男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が、茨城県女性青少年課に開設されました。

■平成 18（2006）年 「茨城県男女共同参画実施計画」策定

■平成 23（2011）年 「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定

■平成 28（2016）年 「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定

(4) 市の動き

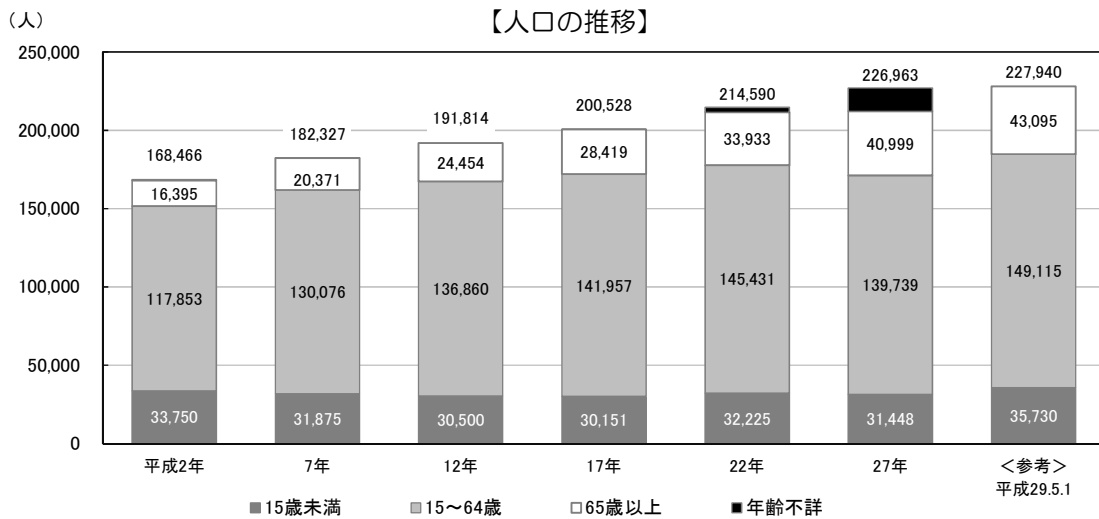
- 平成 6 (1994) 年 女性行政担当を福祉部から企画部へ組織変更
- 平成 7 (1995) 年 庁内組織である「つくば市女性行政連絡会議」設置
- 平成 8 (1996) 年 市民による「つくば市女性懇話会」設置
- 平成 9 (1997) 年 「つくば市女性行動計画」策定
- 平成 11 (1999) 年 市民環境部市民活動課女性行政室に組織変更
市内において「いばらき国際女性会議」開催
- 平成 12 (2000) 年 「つくば男・女のつどい」, 「ひとひとセミナー」開始
国・県の主催による「いばらき国際女性会議」を継承・発展させ, 市主催で, 市民の交流を図る「つくば男・女(みんな)のつどい」と女性の能力開発支援などの学習会「男・女(ひとひと)セミナー」を開始しました。
- 平成 14 (2002) 年 「つくば市女性のための相談室」開設
- 平成 15 (2003) 年 男女共同参画推進課に組織変更
「つくば市男女共同参画推進計画(第2次)」策定
「男女共同参画都市」宣言
男女共同参画の推進を広く意思表示するために, 県内 5 番目として「男女共同参画都市」宣言を行いました。
- 平成 16 (2004) 年 「つくば市男女共同参画社会基本条例」制定
行政と市民, 事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくことを明らかにするため, 「つくば市男女共同参画社会基本条例」を制定しました。

庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部」設置
市民による「つくば市男女共同参画審議会」設置
「つくば市男女共同参画苦情等処理規則」制定
- 平成 19 (2007) 年 市民活動課男女共同参画室に組織変更
- 平成 20 (2008) 年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2008~2012)」策定
- 平成 22 (2010) 年 「つくば市男性のための電話相談」開設
- 平成 25 (2013) 年 「つくば市男女共同参画推進基本計画(2013~2017)」策定
- 平成 28 (2016) 年 「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

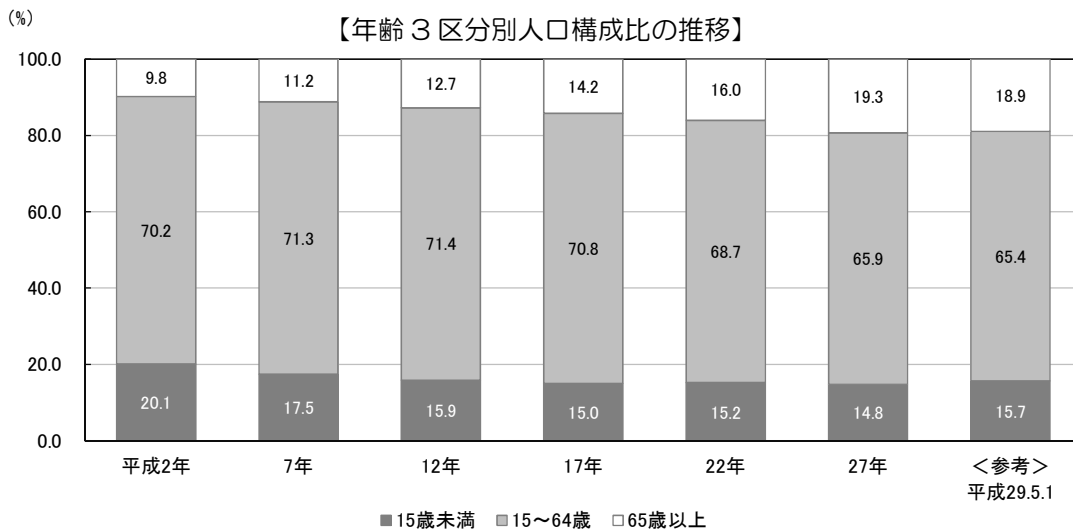
2 男女共同参画に関わる本市の現状

(1) 人口に関する状況

本市では、平成2年以降、5年ごとに9,000～14,000人の範囲で人口増加が続いており、平成27年には、約22万7千人となっています。しかし、人口3区分別の構成比をみると、65歳以上の高齢者人口割合が増加する一方で15歳未満及び15～64歳の人口構成比は減少しており、本市においても高齢化は徐々に進んでいることがわかります。



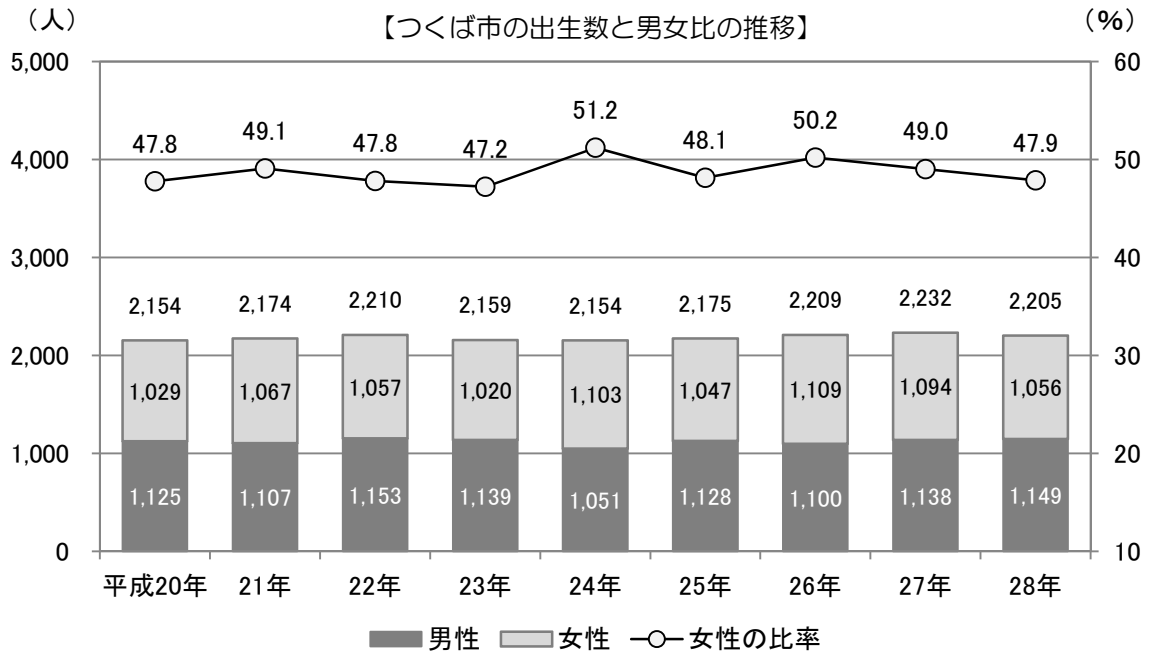
出典：国勢調査（各年10月1日時点） <参考>は住民基本台帳による



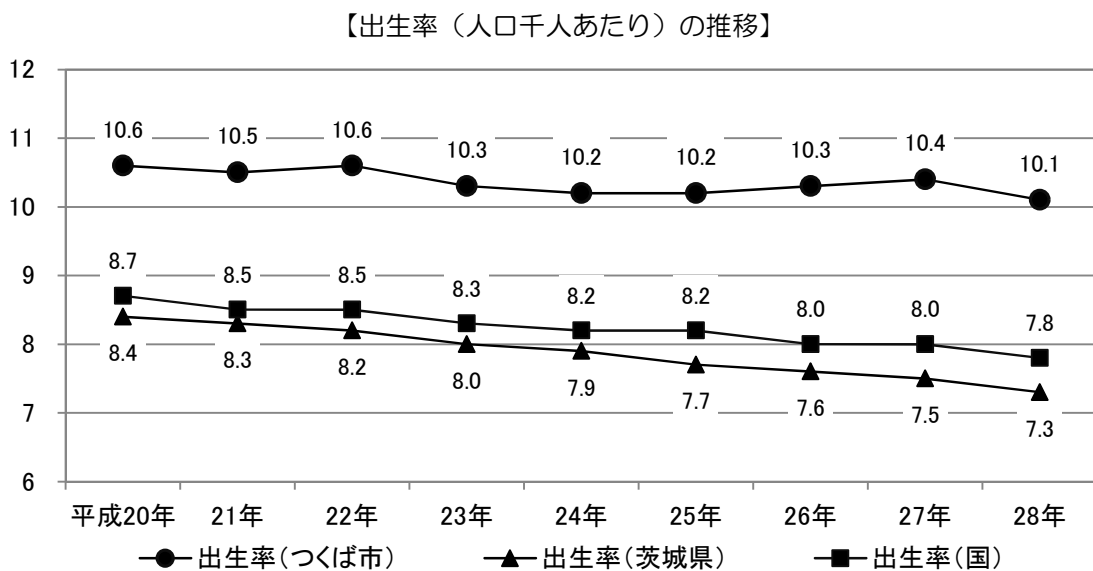
出典：国勢調査（各年10月1日時点） <参考>は住民基本台帳による

本市における年間の出生数は、平成20年から平成28年までほぼ2,200人前後で安定した推移となっています。男女比については、女性の比率が50%をやや下回る年が多くなっています。

人口千人あたりの出生率は、国や茨城県が明確な低下傾向であるのに対し、本市では概ね横ばいとなっています。



出典：人口動態統計（茨城県）

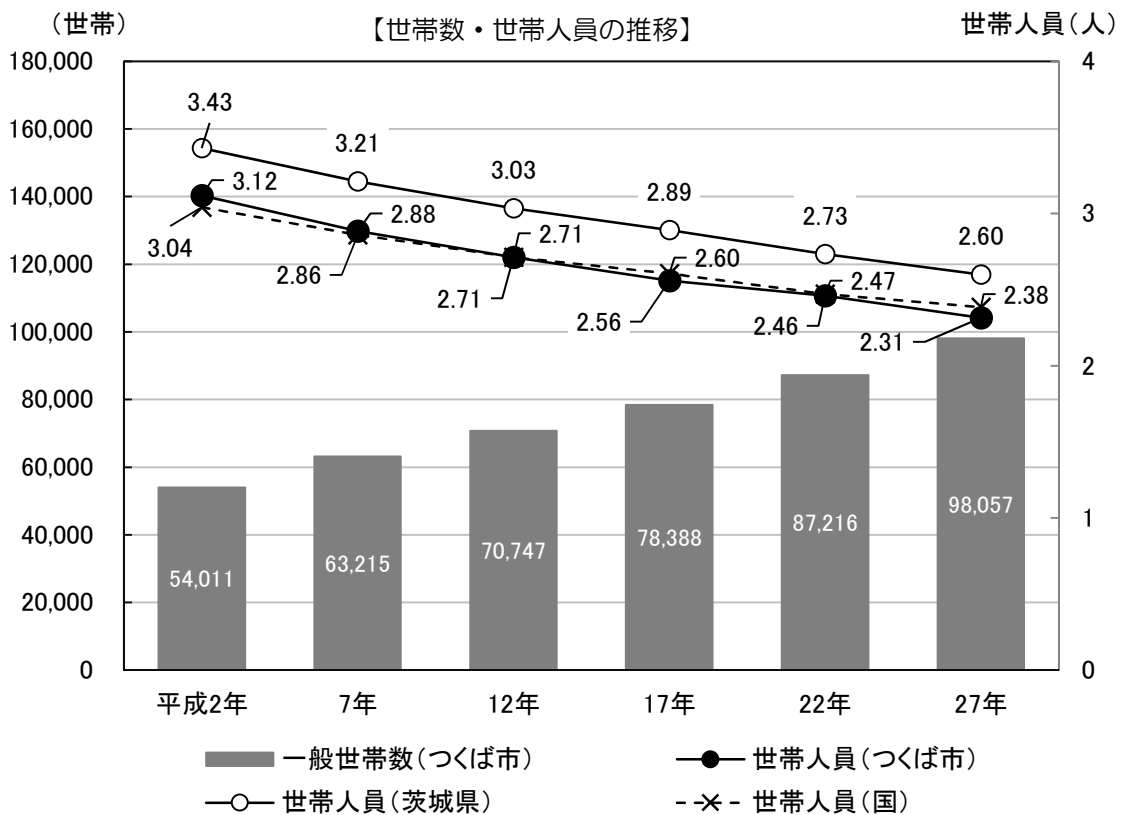


出典：人口動態統計（厚生労働省、茨城県）

(2) 世帯に関する状況

本市では世帯数も増加が続いており、平成27年では約9万8千世帯となっています。世帯あたりの人員（世帯人員）についてみると、世帯数の増加割合が人口の増加割合を上回っているため、減少傾向にあり、平成27年には2.31人となりました。

本市の世帯人員は、平成2年以降、茨城県全体よりも0.3人程度低く推移しています。また国との比較では、ほぼ同様の値となっていますが、平成12年にクロスし、それ以降は本市の世帯人員のほうが低くなる傾向が見られます。

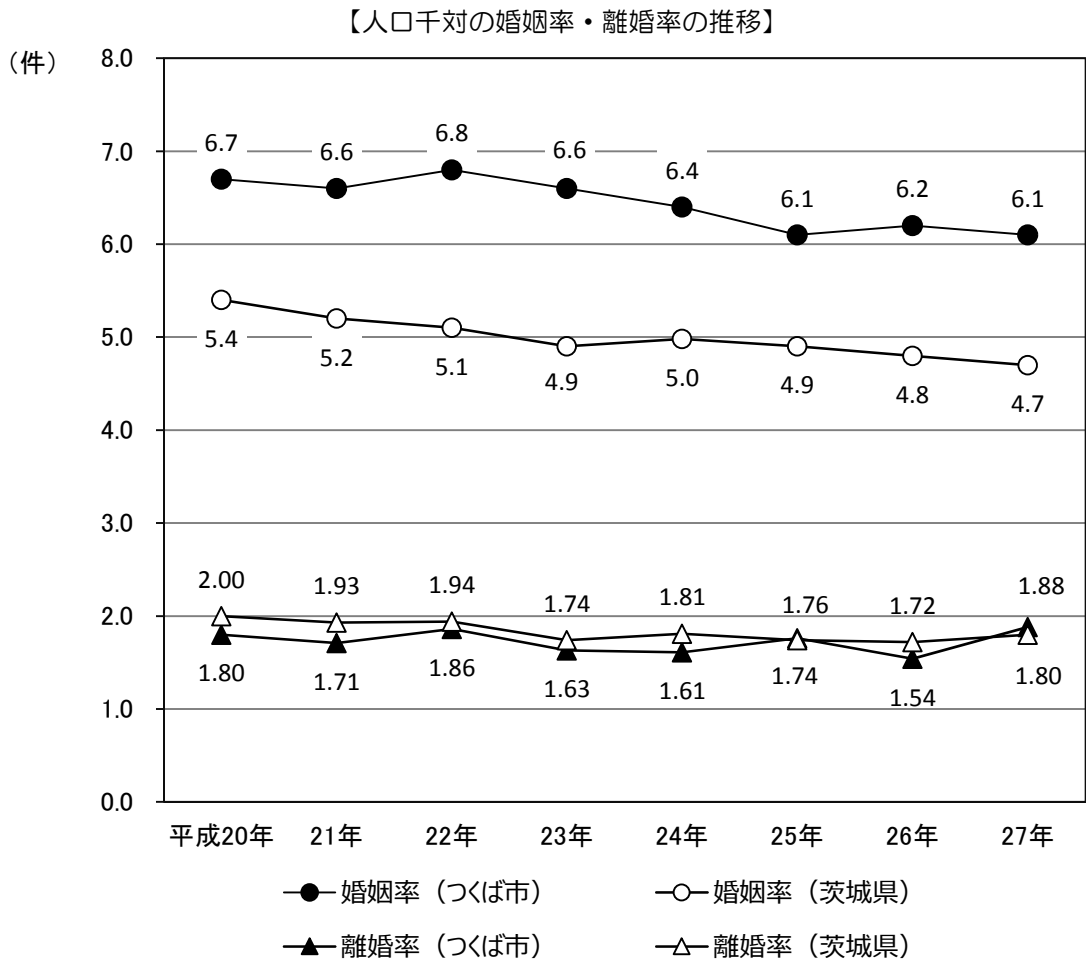


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

(3) 婚姻に関する状況

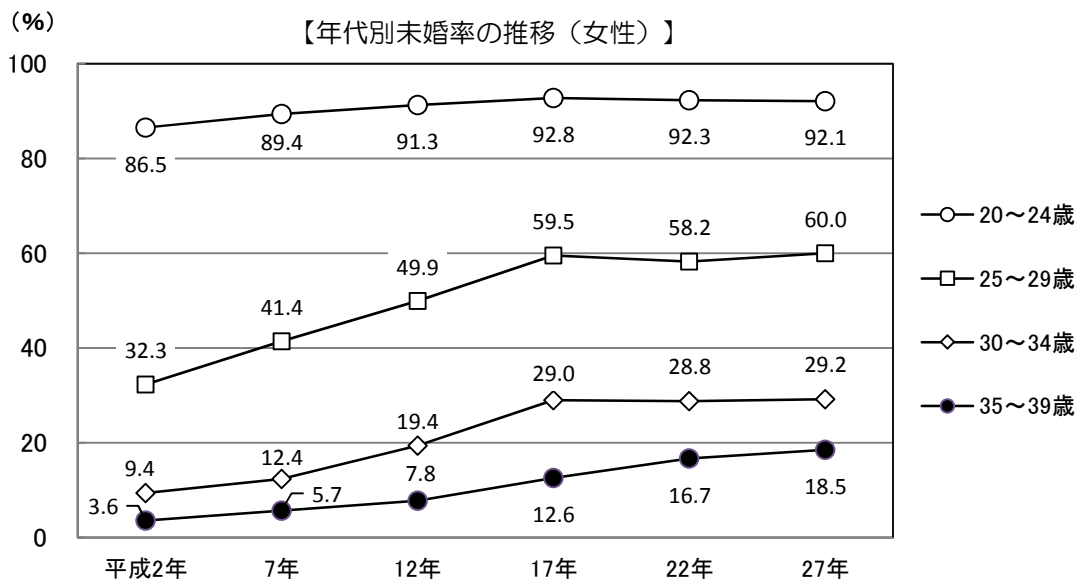
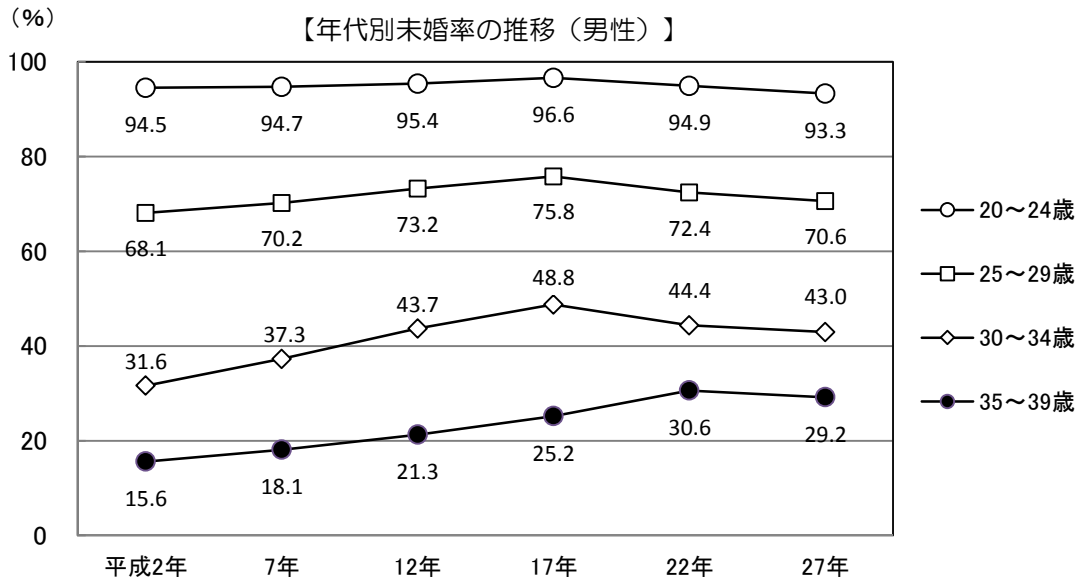
本市における人口千人あたりの婚姻率は、平成20年から平成27年まで、茨城県平均よりも1件以上高く6件台で推移していますが、全体としては減少傾向となっています。

人口千人あたりの離婚率については、平成20年から平成27年まで、本市も茨城県も横ばいとなっています。



出典：茨城県人口動態統計

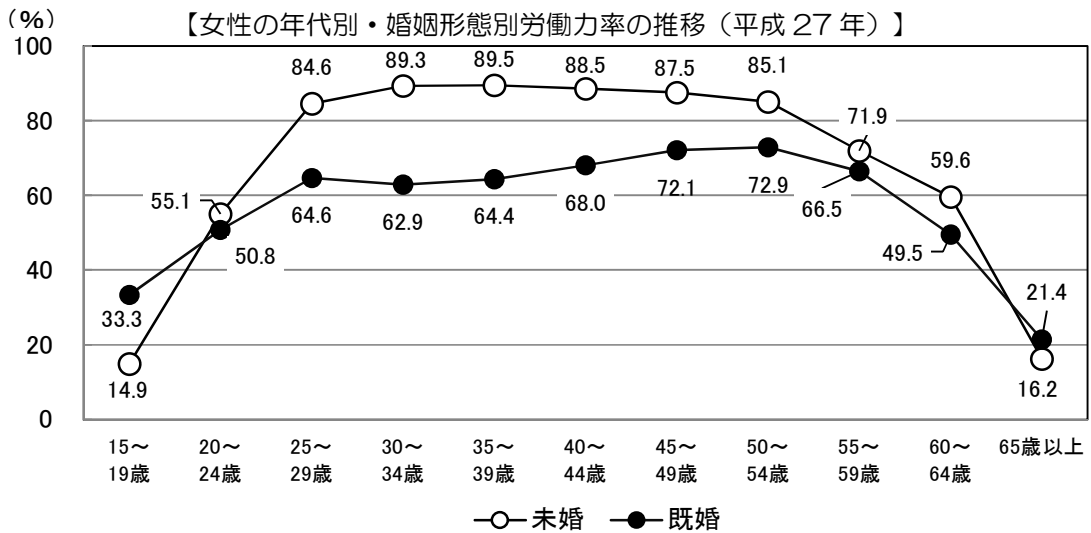
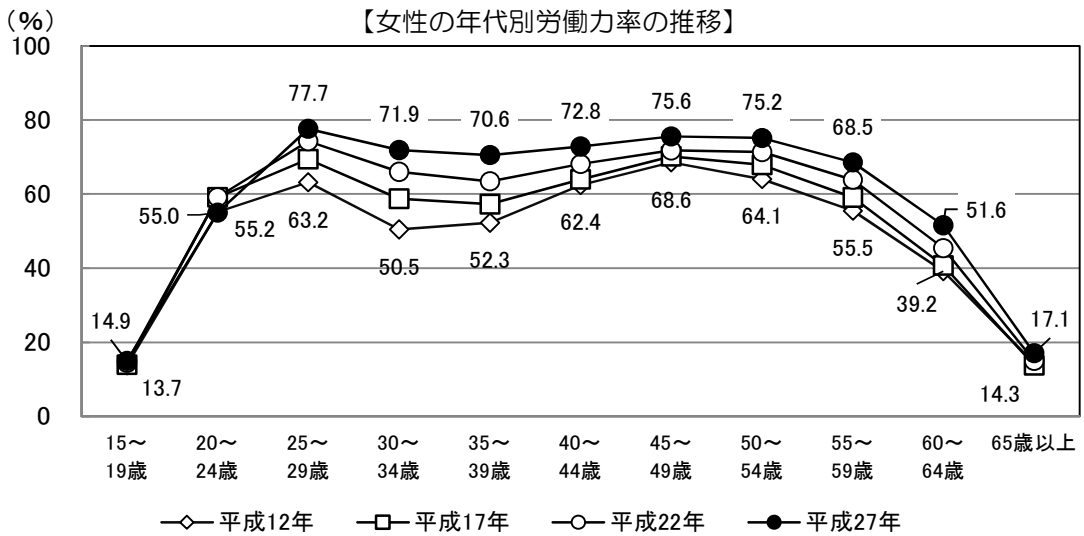
本市における性別・年代別の未婚率については、平成2年から平成17年にかけてみられていた上昇傾向が、平成22年以降、横ばいから若干低下する傾向に転じています。



出典：国勢調査（各年10月1日時点）

(4) 就業に関する状況

本市の女性の労働力率¹は、平成12年以降、25歳から64歳までの全ての年代で上昇しています。特に30歳代では、平成12年から平成27年にかけて20%前後の大きな上昇を示しており、結果としていわゆる「M字カーブ²」の凹みが浅くなっています。しかし、婚姻形態別にみると、平成27年においても、未婚女性と既婚女性の労働力率には、特に25歳から54歳までの年代で大きな差が見られています。

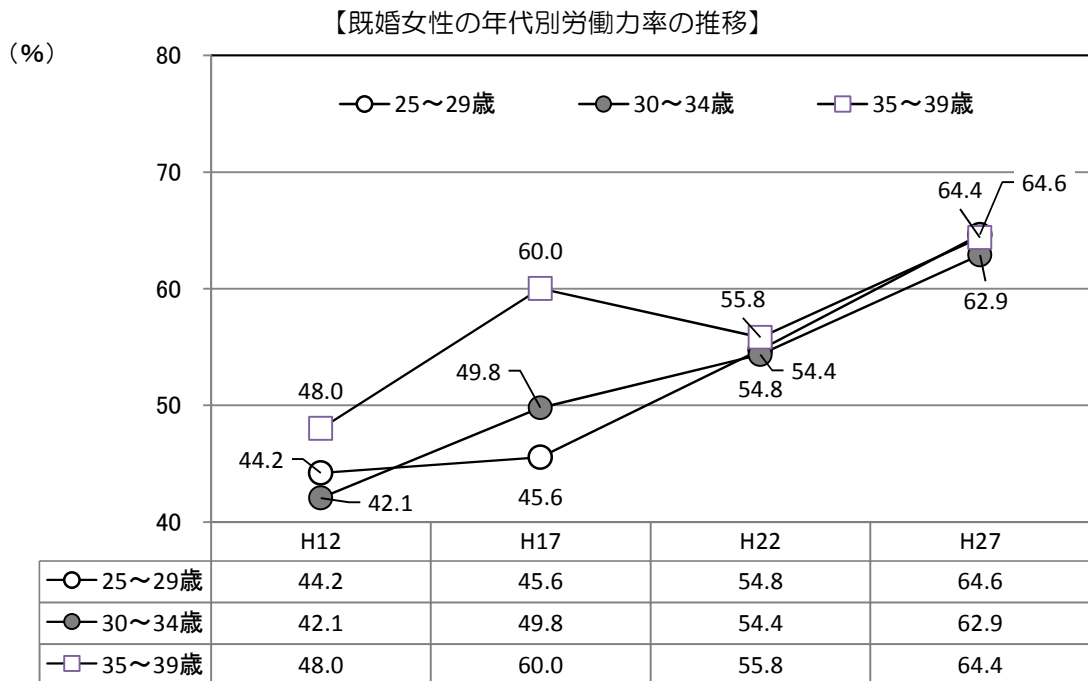
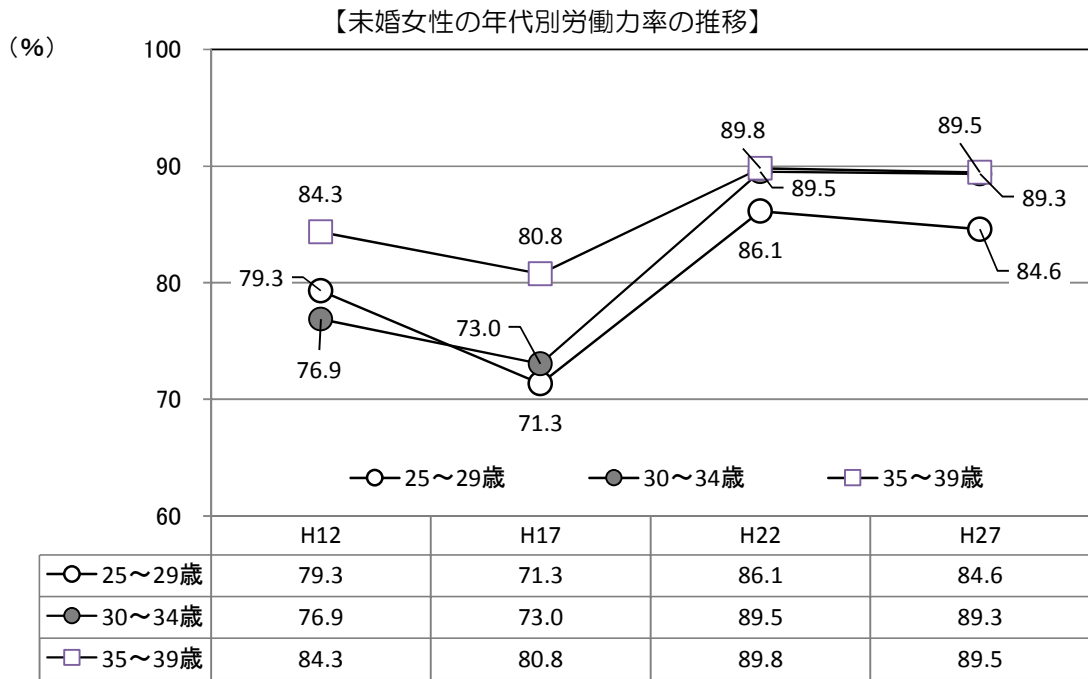


出典：国勢調査（各年10月1日時点）

¹ 労働力率：15歳から64歳までの生産年齢人口に対する労働力人口（就業者数＋完全失業者数）の割合を労働力率と定義しています。

² M字カーブ：日本の女性の労働力率が、結婚や出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、「M」字の形をとることを表した言葉。

また、平成 12 年以降の労働力率の推移を、女性の 25 歳から 39 歳までの年代別にみると、未婚女性では平成 17 年に一旦低下したあと、平成 22 年には平成 12 年を上回り、平成 27 年もほぼ同じ値となっていますが、既婚女性については、平成 12 年から平成 27 年まで、明らかな上昇傾向が示され、また平成 22 以降、各年代ともにほぼ同じパーセントでの推移となっています。



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

3 つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

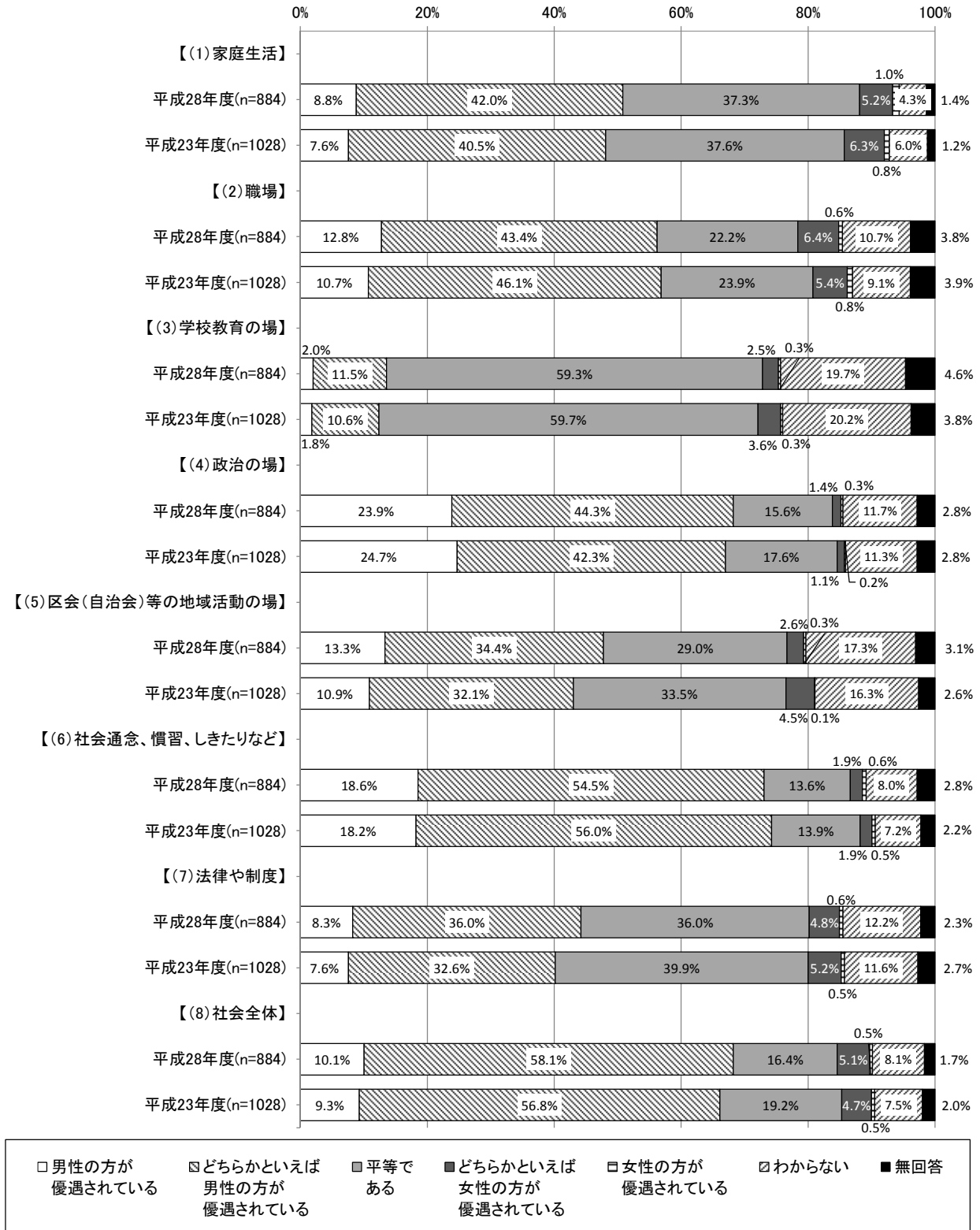
平成 28 年の「つくば市男女共同参画に関する市民意識調査（以下、『市民意識調査』という）」の主な内容を、平成 23 年実施の前回調査結果等と比較しながら以下に紹介します。

（1）男女の地位の平等に対する意識

次のページに示すとおり、「家庭生活」や「職場」など、様々な場面での男女の地位に関し、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」とする回答が「女性優遇」の回答を圧倒しています。また、5 年前の平成 23 年の調査における「男性優遇」の回答と比較すると、「家庭生活」「学校教育の場」「政治の場」「地域活動の場」「法律や制度」「社会全体」の項目については、下表に示すとおり、今回の調査のほうが回答割合は大きくなっており、男女の地位の平等感について、意識の上で停滞や後退がみられます。

	男性優遇とする回答の割合	
	平成 23 年調査	平成 28 年調査
（1）家庭生活	48.1%	50.8%
（2）職場	56.8%	56.2%
（3）学校教育の場	12.4%	13.5%
（4）政治の場	67.0%	68.2%
（5）地域活動の場	43.0%	47.7%
（6）社会通念・慣習・しきたりなど	74.2%	73.1%
（7）法律や制度	40.2%	44.3%
（8）社会全体	66.1%	68.2%

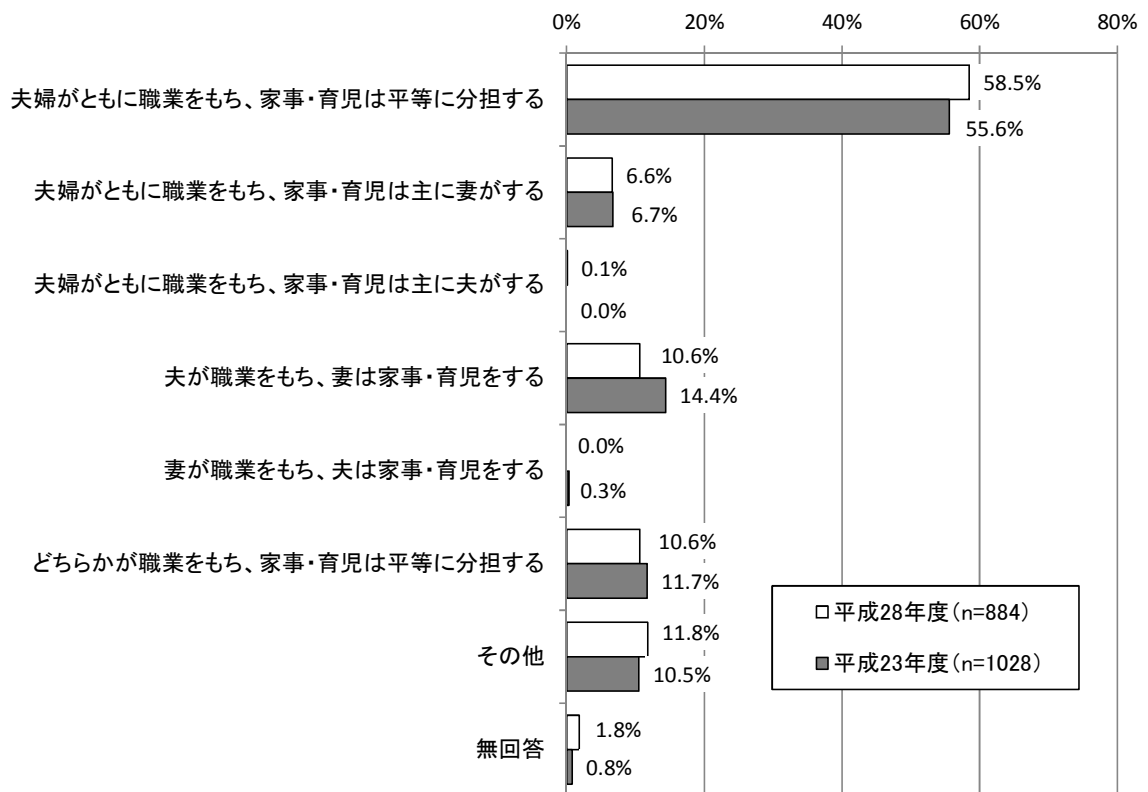
【(1)～(8) それぞれの場面で男女の地位は平等になっていると思うか】



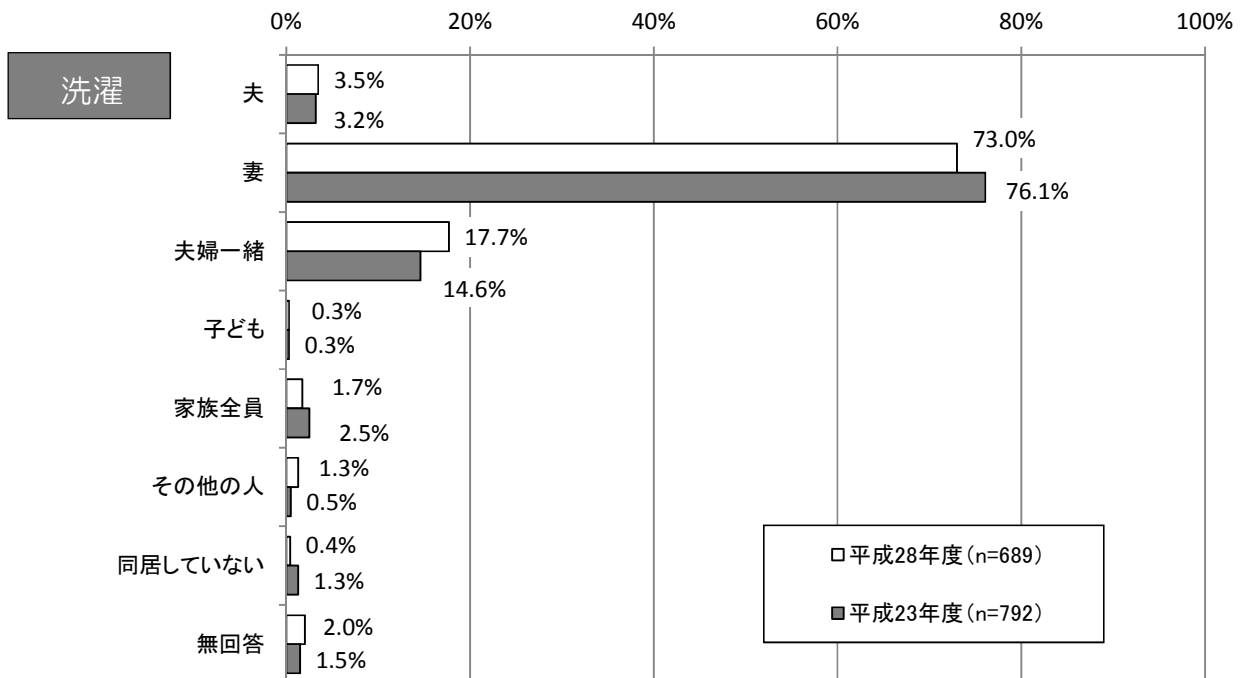
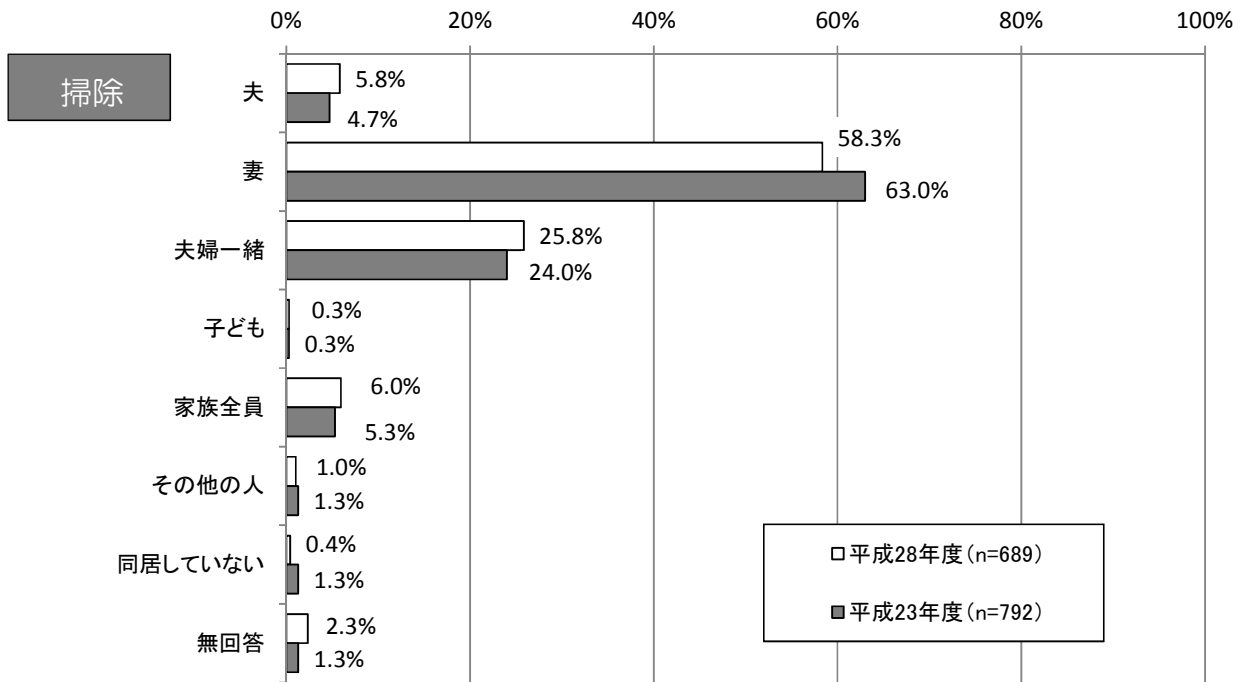
(2) 生き方や家庭生活, 子ども, 地域活動などに関する意識

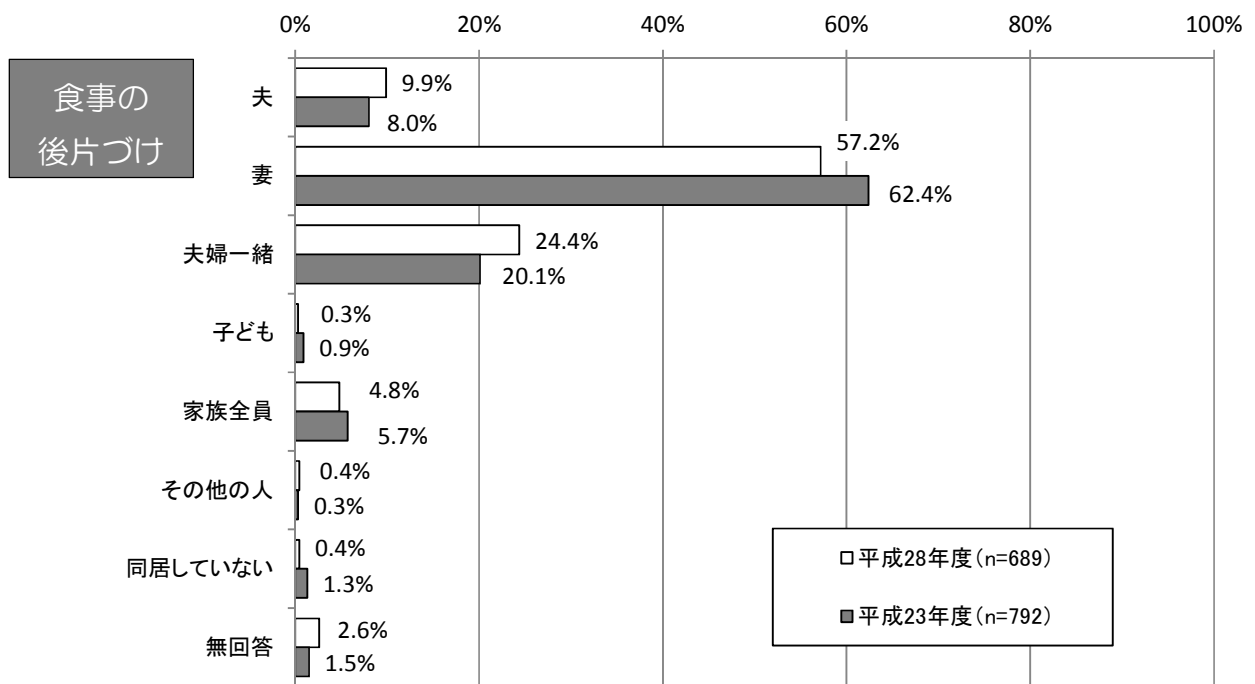
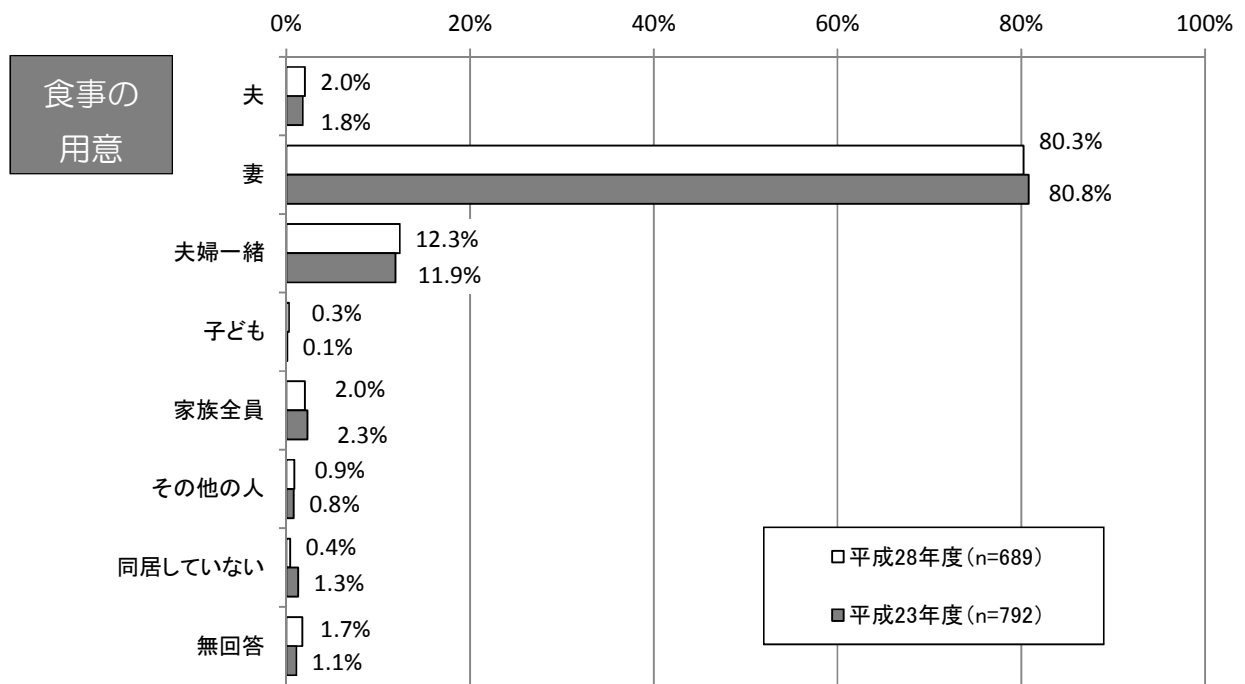
家庭内の夫婦の役割分担についてのあるべき姿として、6割近くの人が「夫婦がともに職業をもち、家事・育児は平等に分担する」と回答しています。しかし、実際の「掃除」「洗濯」「食事の用意」「食事の後片づけ」などの家事の分担では、平成23年の調査よりもやや減少しては居ますが、依然として「妻」との回答がいずれも過半数を超えています。

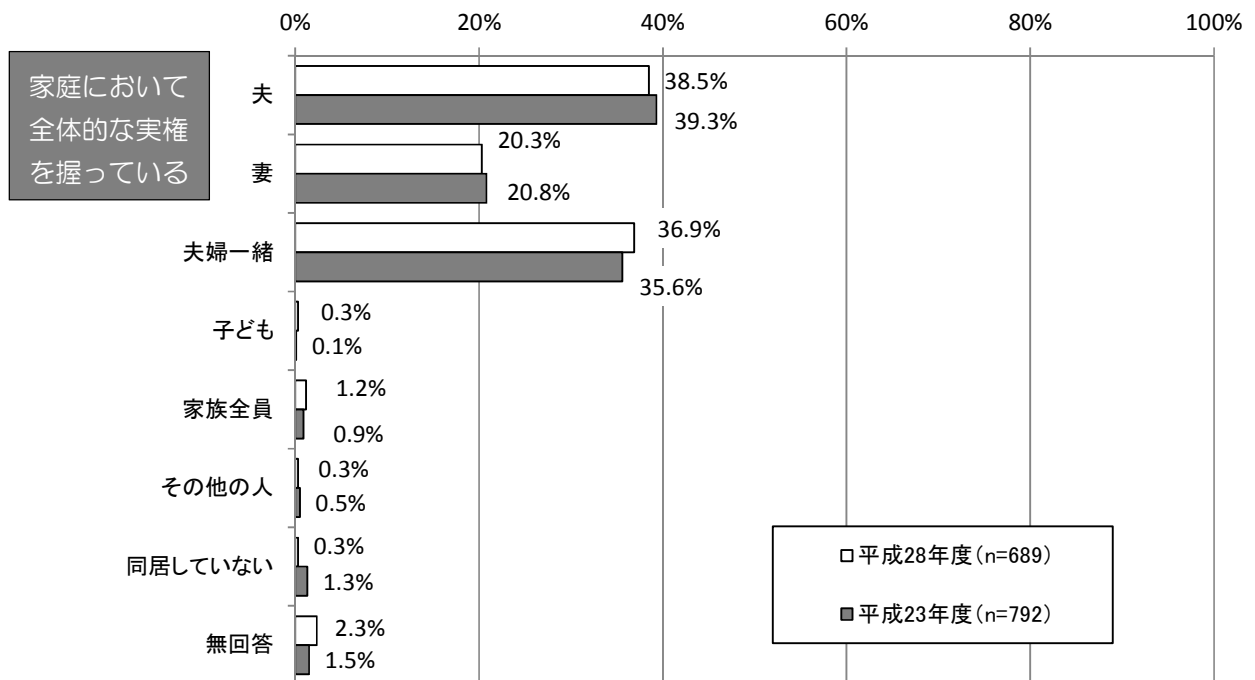
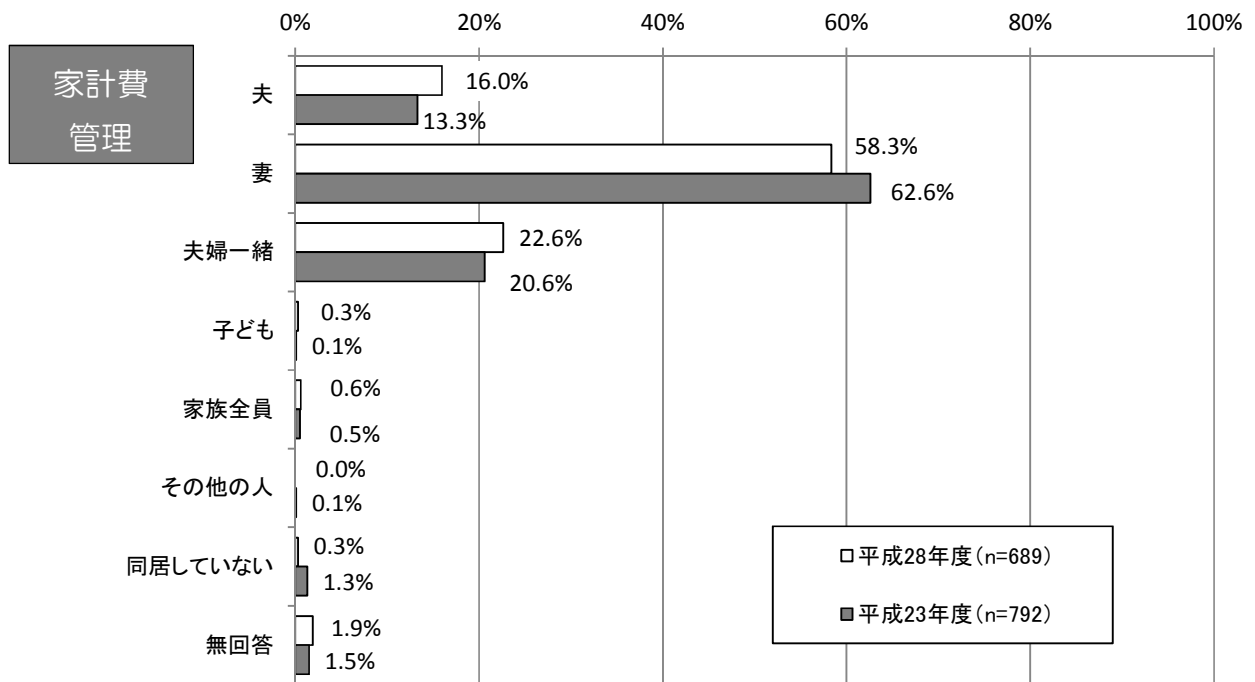
【あるべき家庭内における夫婦の役割分担】



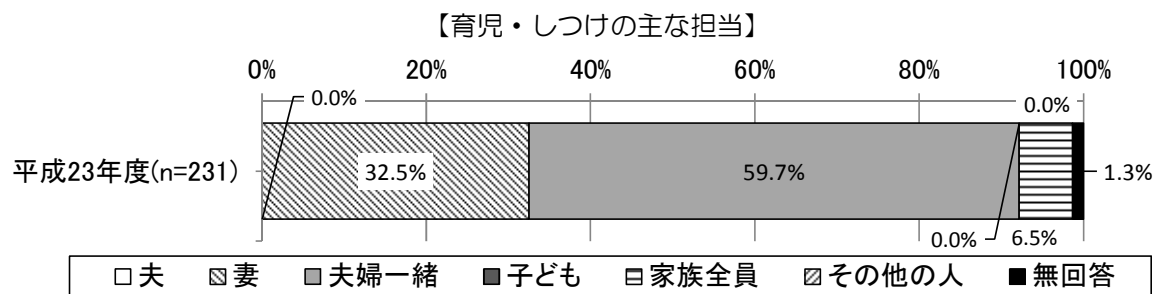
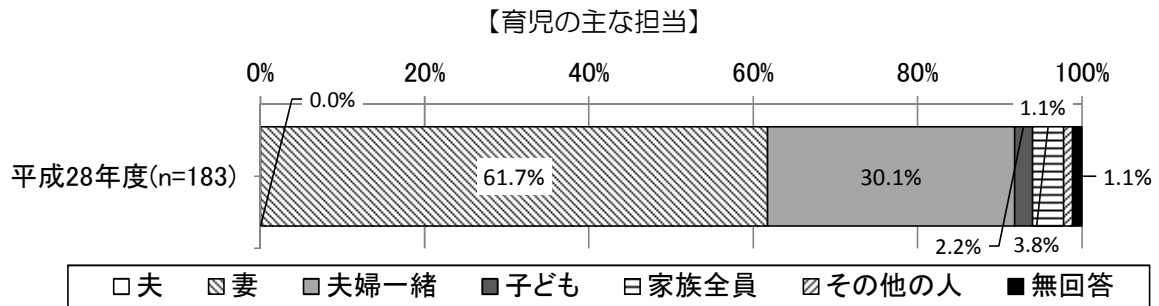
【家庭内の仕事の主な担当】



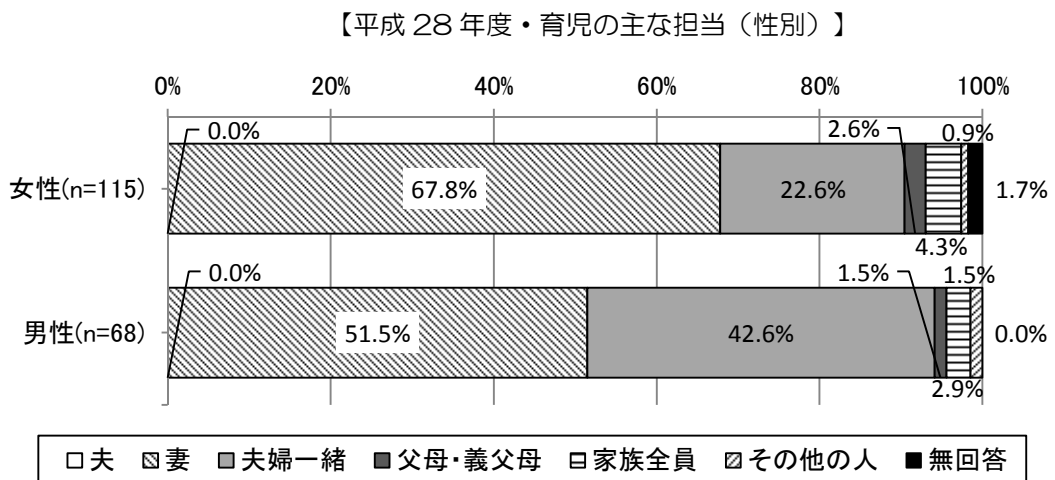




育児の主な担当については、「妻」との回答が 61.7%、「夫婦一緒」が 30.1%となっています。育児・しつけの主な担当を尋ねた平成 23 年の調査では、「妻」との回答は 32.5%に留まり、「夫婦一緒」が 59.7%となっていることから、育児に限定した場合には、依然として「妻」だけが担当している場合が多いことが伺えます。

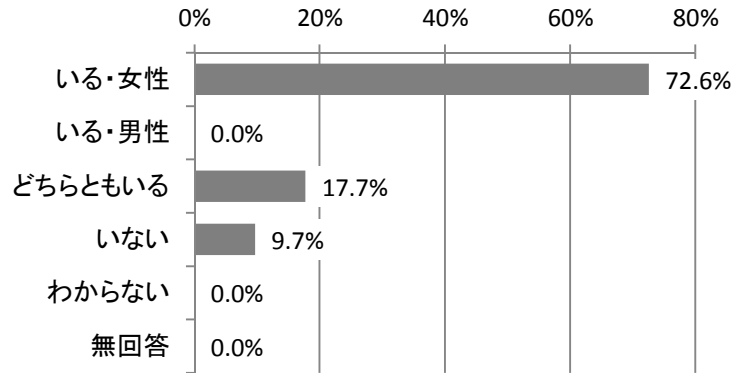


また、育児の主な担当についての回答を男女別にみると、「夫婦一緒」との回答が男性は 42.6%であるのに対して女性ではその半分程度の 22.6%となっており、男女間の認識の違いが明確に表れています。



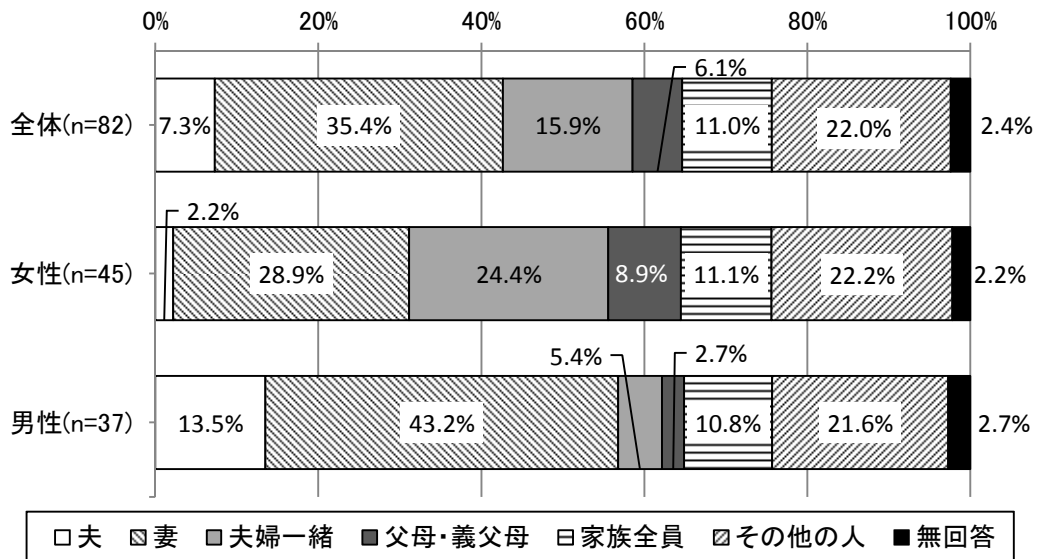
育児休業制度の利用対象者がいる事業所において、平成24年度以降に育児休業制度を利用した従業員がいると回答した事業所は全体の90.3%にのびりますが、女性だけが取得したとの回答が72.6%と大半を占めています。

【平成24年度以降に育児休業制度を利用した従業員の有無】 n=62



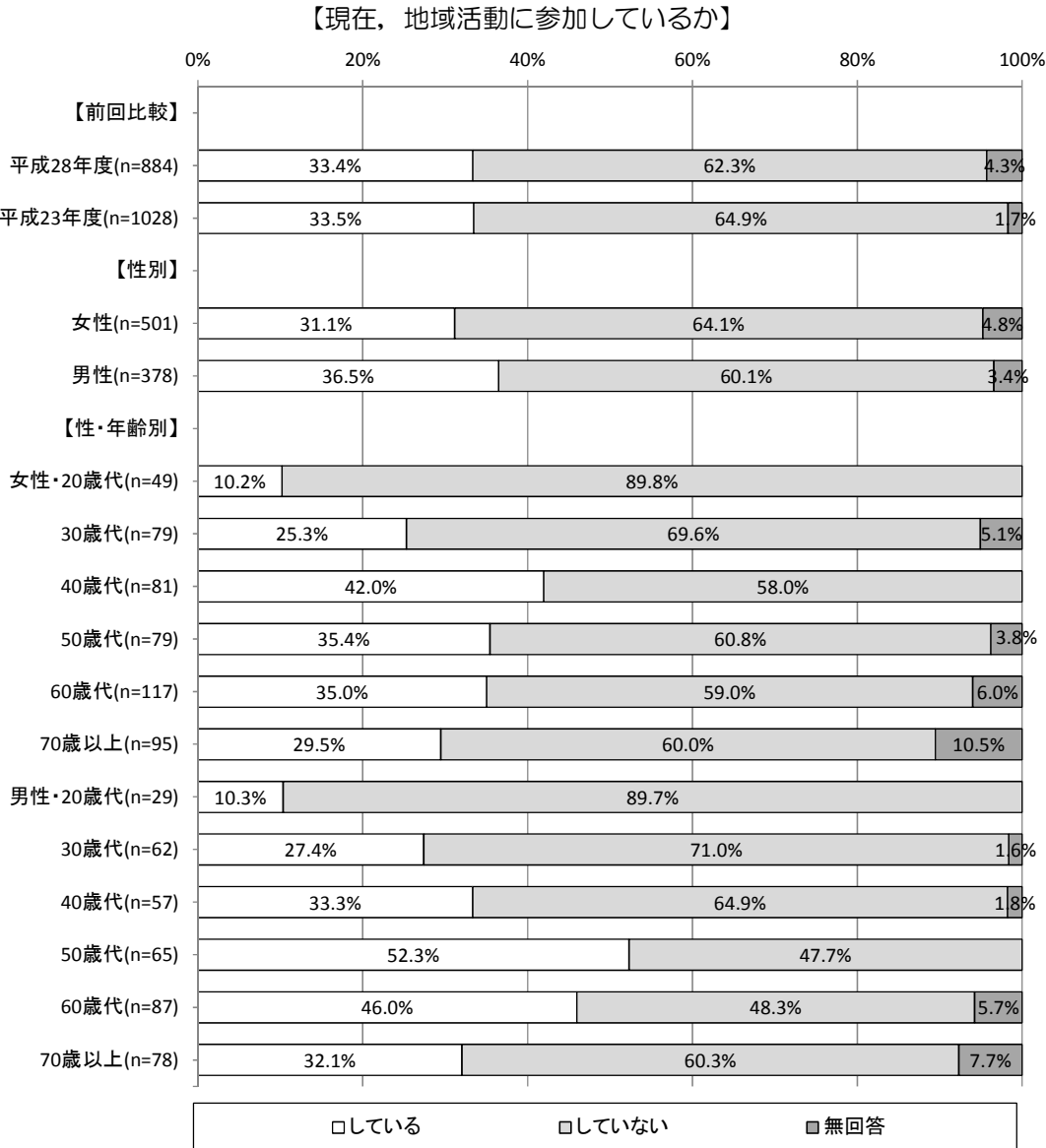
介護や看護に関して、全体では「妻」が担当との回答が35.4%で最も多く、夫婦一緒は15.9%、夫は7.3%となっています。一方、男女別に「夫」と回答した割合をみると、男性は13.5%であるのに対し、女性では2.2%と、ここでも男女間での認識の差が大きくなっています。

【介護・看護の主な担当】



現在、区会（自治会）やボランティアなどの地域活動に参加しているとの回答は 33.4%で、前回調査（33.5%）と同じですが、女性に限ると、参加しているとの回答は 31.1%で、県の調査での女性の回答（26.5%）よりも 5 ポイント近く多く、本市の女性の方が県平均よりも地域活動に参加しているといえます。

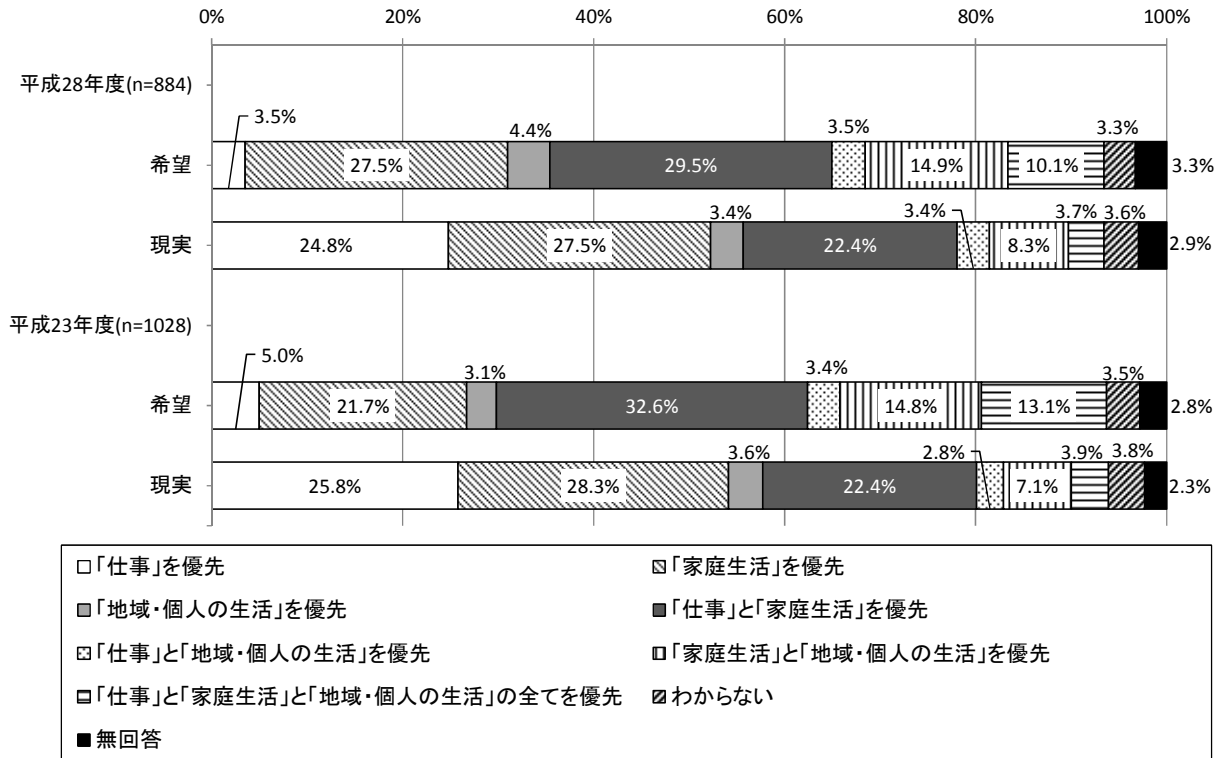
地域活動への参加状況を年代別にみると、女性では 40 歳代、男性では 50 歳代が最も多くなっています。



(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

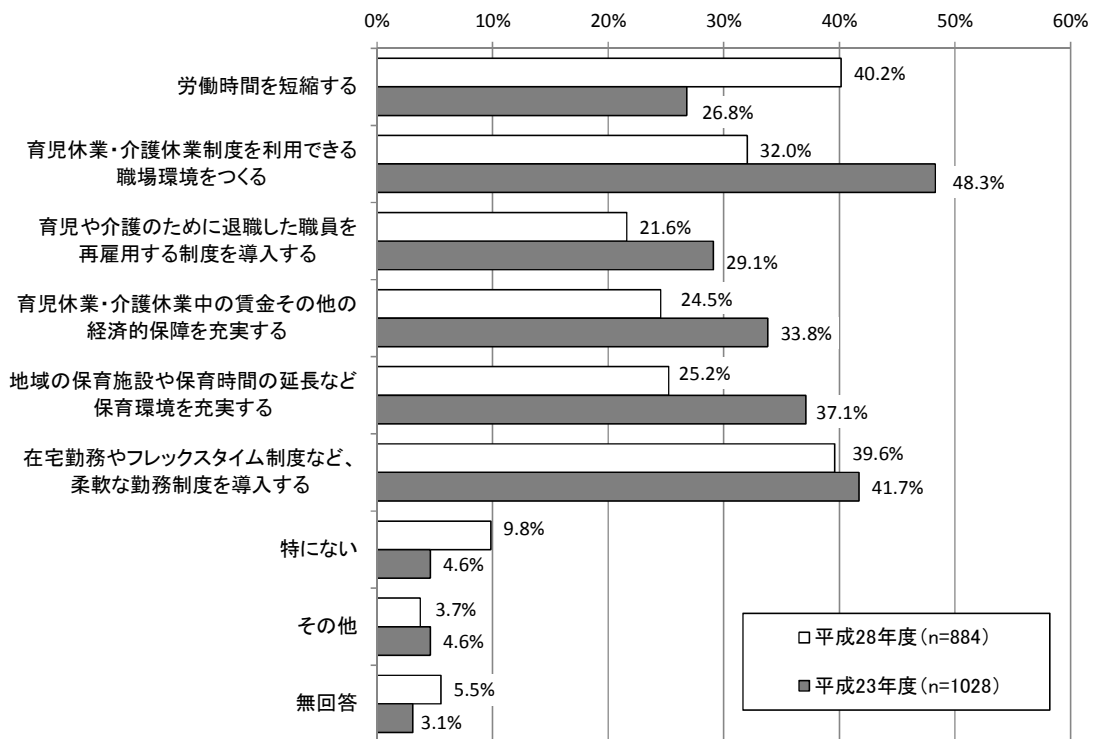
生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・付き合い等）」の優先度については、「仕事を優先したい」人が 3.5%であるのに対し、現実に「仕事を優先している」人は 24.8%と 7 倍の開きがあり、5 年前の調査（5.0%と 25.8%）から変化は見られません。

【仕事，家庭生活，地域・個人の生活の優先度（希望と現実）】



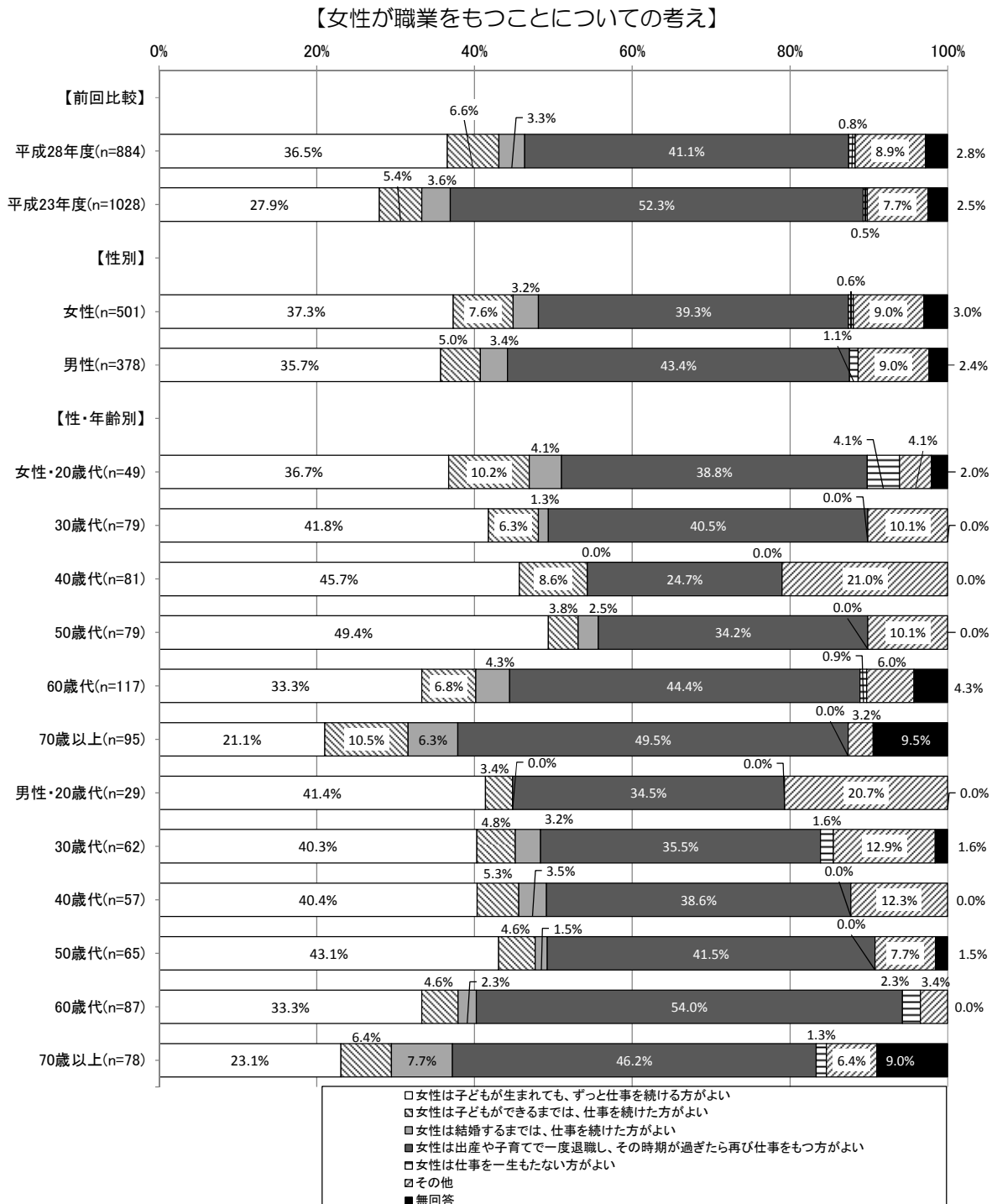
仕事と家庭生活を両立させるために必要と思うことでは、「労働時間の短縮」や「在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務体制の導入」を4割の人が求めています。また、「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくる」や「育児や介護のために退職した職員を再雇用する制度を導入する」、「育児休業・介護休業中の賃金その他の経済的保障を充実する」、「地域の保育施設や保育時間の延長など保育環境を充実する」については、いずれも平成23年の調査時よりも減少しており、そうした仕組みの整備が徐々に進んできていることが伺える結果となっています。

【仕事と家庭生活を両立させるために必要と思うこと】



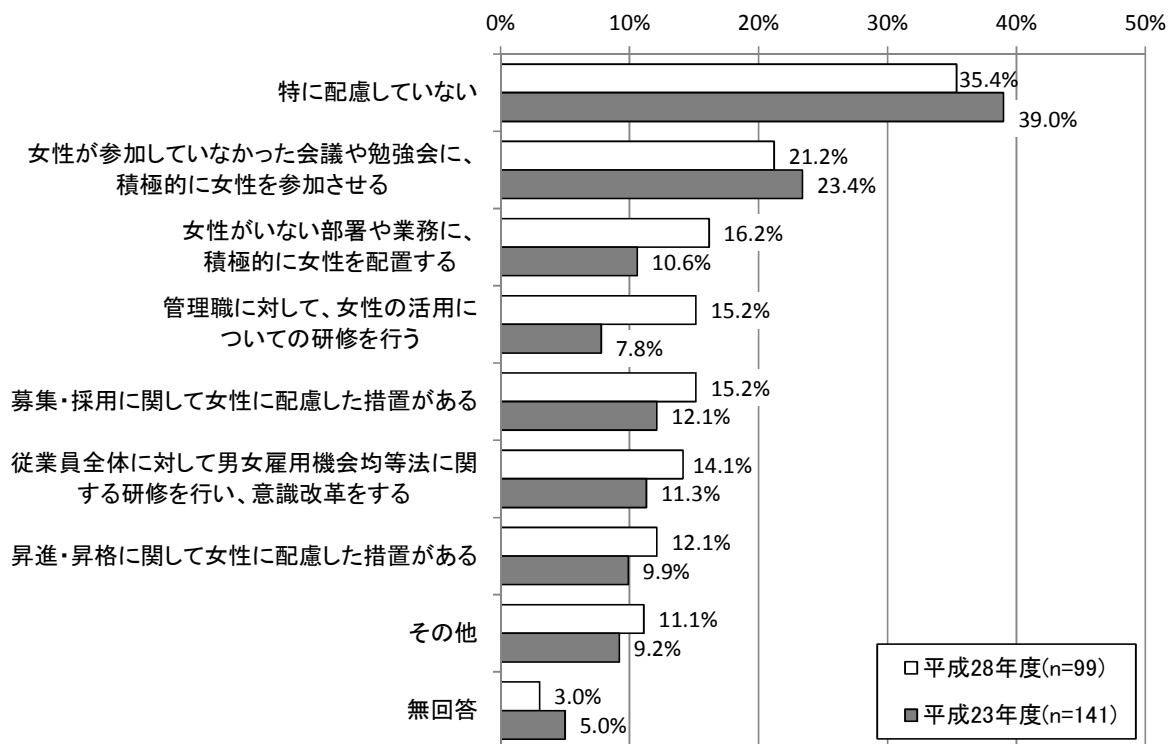
(4) 就業における意識と企業の状況

前回調査と比較して、「女性は出産や子育てで一度退職し、その時期が過ぎたら再び仕事を持つ方がよい」が減少、「子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」が増加しており、出産・子育てと仕事の持ち方についての考え方は、急速に変化していることが示されました。特に女性は50歳代まで、年代とともに、「ずっと仕事を続ける方がよい」の割合が平成23年より増加する点が注目されます。



事業所における、男女雇用機会均等法に定められているポジティブ・アクション³への取り組みの状況では、「特に配慮していない」との回答が前回調査に続き今回の調査でも最多となっていますが、その割合は低下しています。具体的な取り組みについてみると、「女性が参加していなかった会議や勉強会に、積極的に女性を参加させる」を除く全ての項目で、前回調査よりも回答が増加しており、女性の能力の発揮に期待をする事業所が、そのための取り組みを徐々に拡大している様子が伺えます。

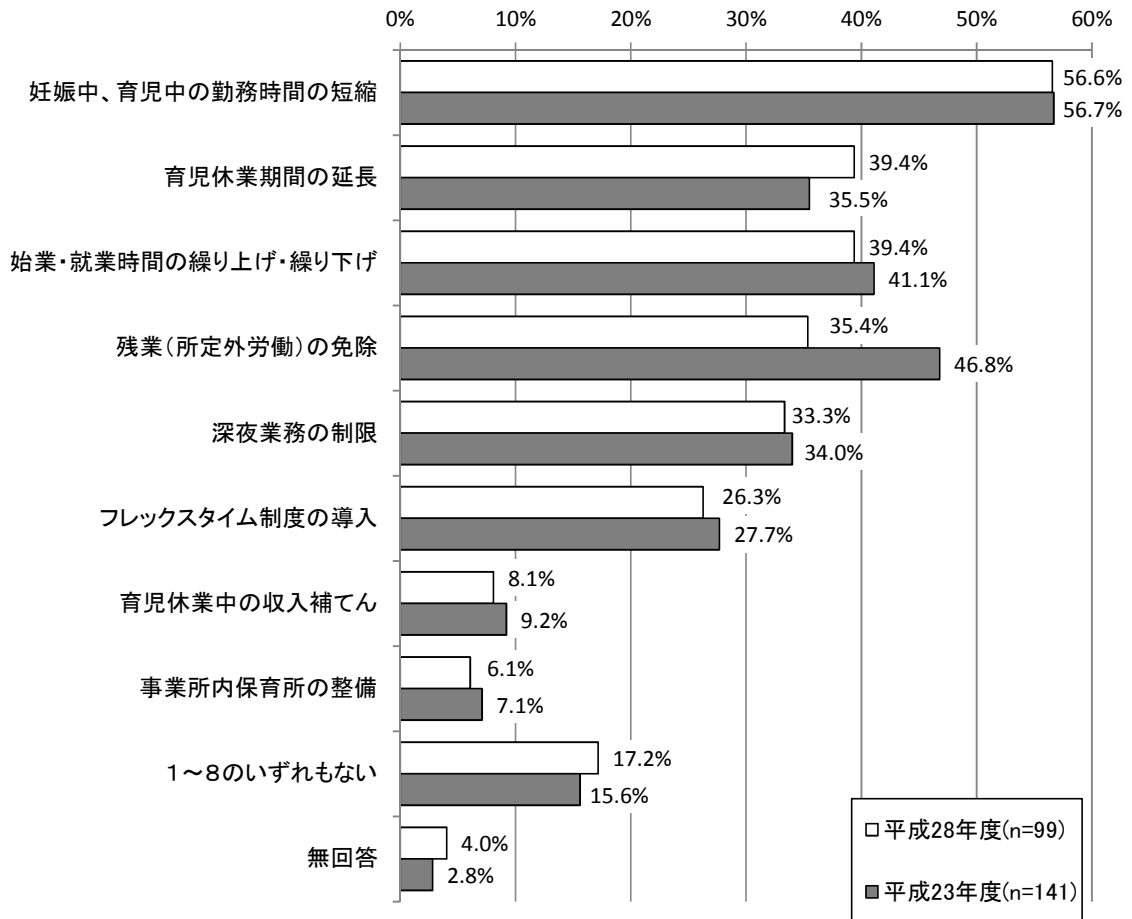
【事業所において女性の能力発揮のために取り組んでいること】



³ ポジティブ・アクション：「積極的改善措置」と訳されます。ここでは、企業が男女間の格差を解消し、女性労働者の能力発揮促進のために積極的に取り組むことを指しています。

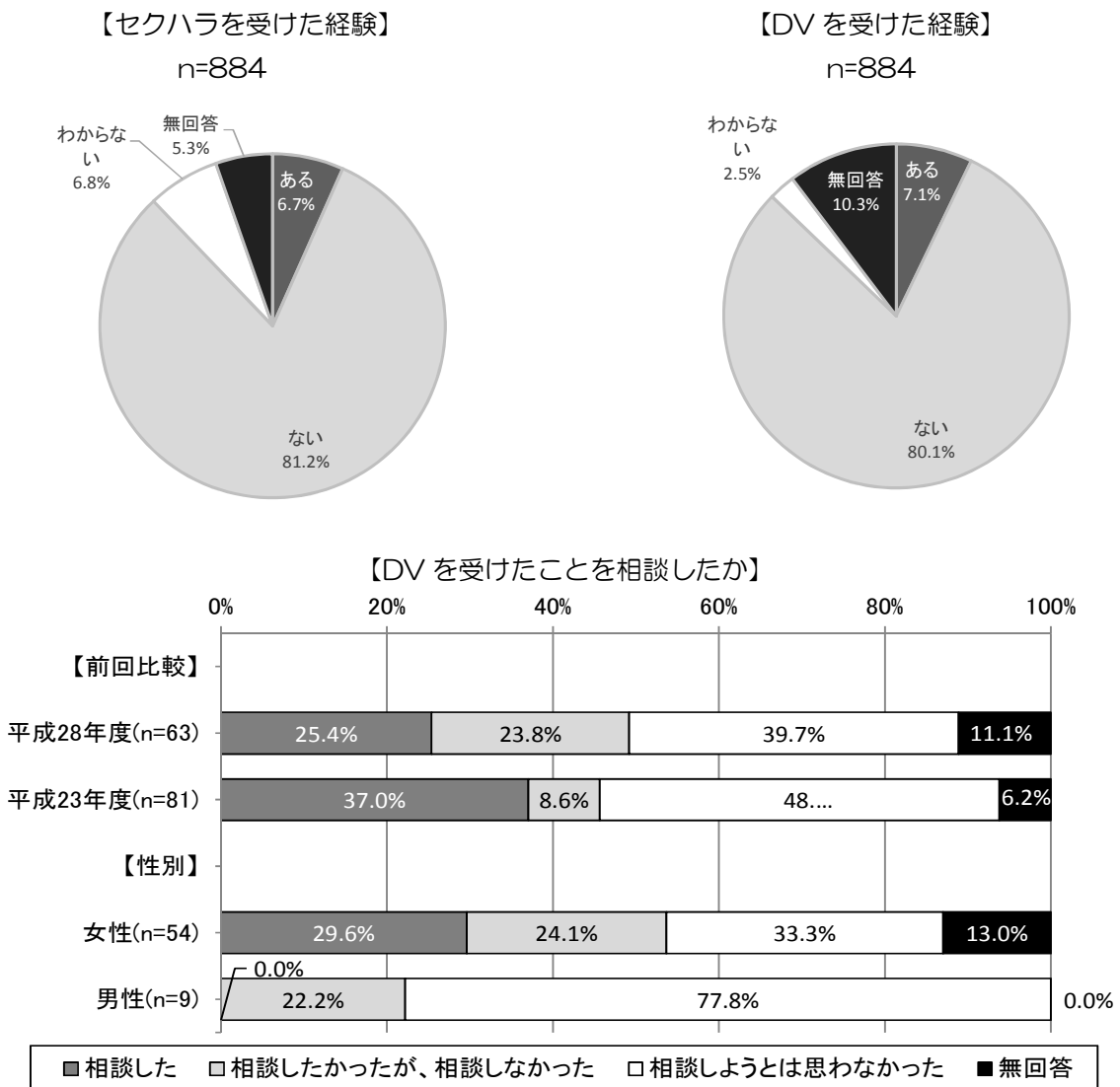
一方、事業所において、子育てと仕事が両立できるよう実施していることについては、「育児休業期間の延長」が前回調査よりも増加、「妊娠中、育児中の勤務時間の短縮」が横ばいであったものの、「残業の免除」は10ポイントをこえる減少、その他の項目もやや減少するなど、取り組みへの停滞感がみられています。

【事業所において子育てと仕事の両立のために実施していること】



(5) セクシュアル・ハラスメント⁴/ドメスティック・バイオレンス⁵

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことが「ある」人は、6.7%と7.1%で、5年前の調査（それぞれ8.9%と7.9%）よりも改善しています。しかし、DVを受けたことを相談した人は25.4%と前回調査の37.0%よりも低く、「相談したかったが、しなかった」人は23.8%で、5年前調査の8.6%から大幅に増加しています。



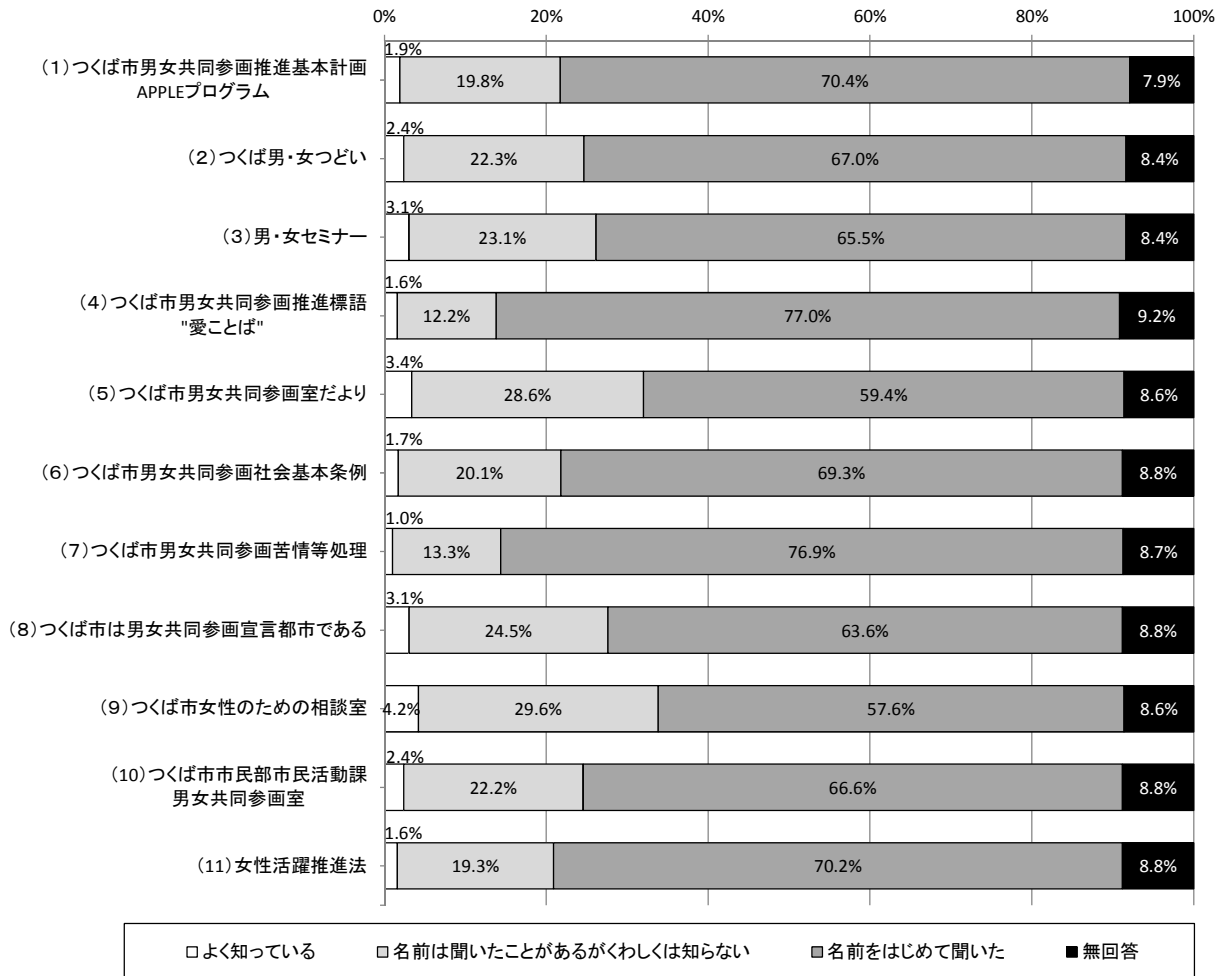
⁴ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）：性的な言動により相手の心を傷つけたり、不快感や不利益を与えたりすることで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれます。

⁵ ドメスティック・バイオレンス（DV）：家庭内の強者から弱者に対する継続的な身体的、心理的、性的な暴力のことで、重大な人権侵害の行為です。多くの場合、女性や子ども、高齢者や障害者が被害者となっています。

(6) つくば市の取り組みについて

市の男女共同参画の推進のための活動等の認知度は全般的に低く、比較的認知が高い「つくば市女性のための相談室」や「つくば市男女共同参画室だより」でも「よく知っている」人は3~4%、「名前を聞いたことがある」人を含めても3割程度に過ぎません。

【男女共同参画に関する市の活動等に関する認知度】 n=884



【参考】平成23年度調査での認知度

取り組み	知っている	知らない	無回答
つくば男女共同参画推進基本計画	9.7%	83.1%	7.2%
つくば男・女のつどい	12.5%	80.3%	7.2%
男・女セミナー	11.8%	80.4%	7.9%
つくば市男女共同参画推進標語 "愛ことば"	3.6%	88.2%	8.2%
つくば市男女共同参画室だより	14.6%	77.4%	8.0%
つくば市男女共同参画社会基本条例	7.4%	84.5%	8.1%
つくば市男女共同参画苦情等処理	3.5%	88.4%	8.1%
つくば市は男女共同参画宣言都市である	17.5%	75.1%	7.4%
つくば女性のための相談室	20.0%	72.2%	7.8%
つくば市市民部市民活動課男女共同参画室	14.4%	77.5%	8.1%

4 つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）の推進状況

「つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）」では、6つの基本目標のもとで100の施策を推進してきました。平成28（2016）年度の推進計画について、以下のA～Dの基準により各施策の担当部署が評価を行った結果は、次の通りでした。

総合評価 A：順調（施策実施内容を達成している）
総合評価 B：概ね順調（施策実施内容をほぼ達成又は達成と同等と見なせる理由がある）
総合評価 C：遅れ（施策実施内容を達成していない）
総合評価 D：実施事業でない施策

全体でみると71.0%の施策が評価A、27.0%の施策が評価B、評価Cの施策は2.0%、評価Dはありませんでした。

基本目標別にみると、基本目標6（推進体制の充実）で評価Aの割合が57.1%と低く、次いで基本目標5（生涯を通して男女が健やかに安心して暮らす）のA評価が69.0%となっています。

また、基本目標3（暴力や人権侵害をなくす）と基本目標4（男女の多様な働き方を可能にする）では、評価Cの施策がそれぞれ1つ（基本目標3の「事業所に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」と基本目標4の「自営商工業従事者支援策の研究」）ありました。

施策の担当部署は、施策の98.0%は評価Aもしくは評価Bであり、順調または概ね順調に施策を実行していると評価しています。一方、市民意識調査では、社会全体の男女の地位に対する平等意識は、7割近くが男性優遇と回答する結果となっており、客観的な評価をする仕組みが必要であることを示しています。

また、計画で設定した計画推進指標について、平成 28 年度の実績値を将来指標（平成 29 年度）とともに以下に示します。

「国際理解講座の実施数」や「地域ケア会議開催数」は、既に将来指標を大幅に上回っている一方で、「女性管理職の割合」は、更に力を入れて施策を進める必要があります。

基本目標	項目	基準値 (平成 23 年度)	将来指標 (平成 29 年度)	実績値 (平成 28 年度)
1	男・女(ひとひと)セミナー参加者数	男 79 人 女 278 人	男 100 人 女 300 人	男 42 人 女 509 人
2	女性委員の割合	23.5% (H24.4/1 現在)	30% (H29.4/1 現在)	30.0% (H29.4/1 現在)
	市政モニターの女性の割合	25.0%	30.0%	20% (H29.4/1 現在)
3	国際理解講座の実施数	2 回	10 回	29 回
	男性のための電話相談の実施回数	2 回	4 回	4 回
	<市民意識調査> 「つくば市女性のための相談室」を知っている割合	20.0%	40.0%	33.8%
4	<事業所調査> 雇用機会における均等の実態: 採用が均等になっている割合	68.1%	75.0%	64.6%
	家族経営協定締結累計	164 件	188 件	193 件
	女性管理職の割合	19.7% (H24.4/1 現在)	25.0%	23.4% (H29.4/1 現在)
5	地域子育て支援拠点施設数	5 施設	7 施設	8 施設
	住民参加型福祉サービス会員数	協力会員 30 人 利用会員 40 人	協力会員 40 人 利用会員 50 人	協力会員 34 人 利用会員 45 人
	地域ケア会議開催数	2 回	24 回	33 回
	在宅介護支援センターの実態把握・ 見守り活動件数	800 件	1,400 件	1,827 件
	介護予防訪問人数	800 人	900 人	556 人
	<事業所調査> ワーク・ライフ・バランスに取り組んで いる事業所の割合	50.3%	60.0%	48.5%
	生活習慣病予防事業参加者数(延)	15,309 人	17,000 人	47,712 人
	子宮がん検診受診率	7.7%	9.0%	11.6%
	乳がん検診受診率	8.5%	9.2%	13.4%
	男性の料理教室参加者数	71 人	120 人	27 人
6	<職員意識調査> 男女共同参画の視点を持って事業・ 業務を行っている人の割合	54.8%	60.0%	57.5%

5 本市が取り組むべき男女共同参画における主な課題

これまでにみた本市における男女共同参画の現状から、本市が取り組むべき課題として、以下の点を挙げることができます。

■ 男女共同参画意識の浸透を図るための周知・啓発活動

本市においては、男性が優遇されているという意識が依然として強く残っており、変化の兆候は現れていません。また、市が取り組んでいる男女共同参画推進のための活動等の認知度も極めて低い状態に留まっています。

従って、男女共同参画社会づくりの意義についての周知・啓発活動を引き続き推進して市民の理解を深め、家庭内や地域社会における行動に変化を促す必要があります。社会通念、慣習、しきたりなど、長い年月に培われた、男女の役割に関する強固な固定観念の中には、男女間の不平等をもたらしているものもあるため、学校教育の中など子どもの時からの男女共同参画の意識づくりが求められます。

■ 仕事と生活の調和に向けた働きかけと女性の就業を容易にする事業の充実

市民意識調査の結果では、「子どもが生まれても、ずっと仕事を続ける方がよい」と考える人が急速に増加しており、実際に既婚女性の労働力率の推移にも明らかな上昇傾向が現れています。事業所側での、女性の能力発揮のための取り組みは徐々に広がりを見せていることから、新たな就業や就労の継続を希望する女性と受け入れる側の事業所を支援する一層の取組が求められます。

一方、仕事と家庭生活、地域・個人の生活等のバランス（ワーク・ライフ・バランス）についての「希望」と「現実」をみると、希望する以上に現実では「仕事を優先」させている人が多くなっています。その結果、「仕事と家庭生活を優先」や「家庭生活と地域・個人の生活を優先」、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活の全てを優先」を希望すると答えた人の割合が、現実の回答で少なくなっています。

仕事と生活の調和のために、労働時間の短縮や柔軟な勤務体制、育児や介護の休業制度の整備などが必要と考える人が多くいますが、事業所側の取り組みには停滞感もみられることから、今後も情報提供や啓発などの事業所に対する働きかけを継続することが大切となっています。

■ 暴力やハラスメントの根絶に向けた啓発と被害を受けた人への支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）を受けた経験のある人の割合は、僅かに減少はしていますが根絶には至っていません。また、DVを受けたことを相談しなかった人の割合が増えています。セクハラや DV を起こさせないための啓発活動とともに、相談しやすい環境づくりや被害者を保護する仕組みの再構築が必要です。

第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

本市では、平成9年に「つくば市女性行動計画」を策定して以降、3回の改定を重ね、男女共同参画に関する取り組みを行ってきました。20年目の節目にあたる本計画では、男女共同参画の次の段階を見据え、基本目標及び取り組みは大きく見直しますが、「つくば市男女共同参画社会基本条例」が謳う基本理念については、これを継承していきます。

1 基本理念

① 男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。

② 男女の自立と多様な生き方の選択

男女が固定的な役割分担意識にとらわれることなく、ともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること。

③ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること。

④ あらゆる場面における情報や意思の円滑な交換

男女があらゆる機会や場面において、必要な情報や意思の交換が円滑にできるように配慮すること。

⑤ 国際的な理解と協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること。

2 基本目標

目標1 男女共同参画社会の基盤整備

男女共同参画社会づくりを目指し計画を開始してから20年が経過し、市民の意識には進展しているものや停滞を示すものなど、様々な様相が見られ、本市における男女共同参画社会の基盤整備は、道半ばの状況です。

改めて男女共同参画社会づくりの基本に立ち返り、男女共同参画とは何か、あたりまえのこととなって日常に潜み男女共同参画社会から我々を遠ざけるものは何か、世界はどのように男女共同参画に取り組んでいるのかなどについて、国際都市つくばならではの視野に基づいた情報発信や啓発、また、学校教育を通じた若い世代への意識づけ、更に女性の視点を踏まえた防災施策・体制づくりなどの活動をこれからも継続し、男女共同参画社会の基盤整備を行うことを「基本目標1」とします。

目標2 あらゆる分野での活躍推進

就業を希望するかどうかは、個人の自由な選択に委ねられるべきものですが、少子高齢化や本格的な人口減少社会において、女性の就業者の増加は、社会的な課題でもあります。自らの意思によって職業生活を営み、また営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるように、職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会を実現するために「女性活躍推進法」が施行され、市町村には「女性活躍推進計画」の策定が求められました。

本市では、就労など社会での活躍を希望する女性が年々増加していますが、そうした女性の願いを現実に結び付けるためには、男性の育児や介護への参加を容易にし、家事や育児・介護などの役割に関する女性への偏りを是正する必要があります。そのために、男女があらゆる分野で活躍できるよう、再就職や起業を目指す人を支援するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備を進めること、また、そうした取り組みを市と市職員が率先して実行することを「基本目標2」とし、同時に本市における「女性活躍推進計画」と位置付けます。

目標3 一人ひとりの人権の尊重

男女が社会の対等な構成員として互いを尊重し、社会のあらゆる分野における活動に自らの意志で参画でき、かつ共に責任を担う男女共同参画社会は、差別や暴力などのない、一人ひとりの人権が守られた社会でなければなりません。

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われてきたにもかかわらず、ドメスティックバイオレンス（DV）として広く知られるようになった夫婦間等の暴力は、深刻な人権侵害の問題となっています。専ら女性が被害者であり、男女平等な社会の実現を妨げるDV行為を防止し、被害者の救済を図るために「配偶者暴力防止法」は、市町村に「DV防止基本計画」の策定を求めています。

本市では、「DV防止基本計画」として、配偶者からの暴力の根絶を図るとともに、暴力の被害を受けた人についてその保護や支援を進めます。また、近年、法的な整備や社会的な認知が進む性同一性障害⁶者などについての差別解消を進め、すべての人が尊重される社会を目指すことを「基本目標3」とします。

⁶性同一性障害：性同一性障害とは、「こころの性」と「からだの性」が一致しないために違和感を持つことや、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことを言います。性や性別に関わる用語には、様々な表現がありますが、本計画では、国の第4次男女共同参画基本計画の中で使われている「性同一性障害」という表現を踏襲します。

3 施策の体系

基本目標	施策の方向性	施策
1 男女共同参画社会の基盤整備	【1】 広報・啓発のさらなる推進	1 男女共同参画会議の開催 2 男女共同参画を推進するためのセミナー開催 3 男女共同参画情報発信
	【2】 男女共同参画意識醸成のための教育の充実	1 学校での男女共同参画の視点に立った教育★
	【3】 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	1 女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり
	【4】 国際的な男女共同参画の動向理解	1 各国の男女共同参画施策の情報収集・紹介
2 あらゆる分野での活躍推進 女性活躍推進計画	【1】 職業生活における活躍推進	1 一般事業主行動計画に関する啓発★ 2 就業関連情報提供及び再就職・職場復帰の支援 3 起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助 4 女性の参画が少ない分野での支援★
	【2】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備	1 男性の育児・介護休業取得を促進するための企業への情報提供★ 2 男性の家庭生活への参画促進★ 3 育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり 4 労働環境改善のための情報提供・啓発★
	【3】 市政における女性の参画促進	1 審議会等委員への女性委員の登用★
	【4】 市と市職員が率先して行う取り組み	1 女性職員の管理職等登用の推進★ 2 育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり 3 職場におけるハラスメント防止対策の推進 4 男性職員の育児休業取得促進★
3 一人ひとりの人権の尊重 DV防止基本計画	【1】 配偶者等暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）根絶のための啓発	1 DV防止のための広報・啓発
	【2】 相談体制の充実と被害者の保護	1 女性のための相談室の実施 2 相談員研修の充実 3 男性のための電話相談の実施 4 保護のための関係機関との連携強化
	【3】 性に関する差別の解消	1 性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信や相談支援★

★：重点施策

4 重点施策

本計画では、国・県の計画や市民意識調査の結果を勘案し、以下の施策を重点施策として推進していきます。

	施策	位置づけの理由
1	学校での男女共同参画の視点に立った教育	市民意識調査において、男女共同参画社会の実現に向け、学校教育における意識の育成についての期待が高まっています。
2	(女性活躍推進法に関する) 一般事業主行動計画に関する啓発	平成 28 年 4 月に全面施行された女性活躍推進法により、多くの企業において女性活躍の重要性を理解し、取組を加速させていくことが求められています。
3	女性の参画が少ない分野での支援	平成 28 年の G7 茨城・つくば科学技術大臣会合で発表された「つくばコミュニケ」(共同声明)の中で、科学技術イノベーションの推進に向けた女性の参画拡大が示されたことに呼応します。
4	男性の育児・介護休業取得を促進するための企業への情報提供	市民意識調査において、過半数の人が家事・育児を夫婦が平等に分担することをおるべき姿とする一方で、事業所調査で育児・介護休業を利用した男性は極めて少ない状況です。
5	男性の家庭生活への参画促進	市民意識調査において、家庭生活で男女の地位が平等であるとの回答は37.3%で、全国平均(47.4%)よりも10ポイント低く、改善のために男性の家庭生活への一層の参画を進めることは重要なテーマです。
6	労働環境改善のための情報提供・啓発	事業所調査における、子育てや介護と仕事が両立できるように実施していることに関する回答割合が、ほぼ全ての施策について平成 23 年調査よりも減少しており、改善に向けた働きかけが不可避の状況です。
7	審議会等委員への女性委員の登用	市民意識調査において、女性の意見や視点をより一層市政に反映させるために有効なものは、「審議会・委員会等への女性の登用増」が44.1%と最も高い割合となっています。

	施 策	位置づけの理由
8	女性職員の管理職等登用の推進	女性職員の管理職登用率は、徐々に増加していますが、十分とは言えません。将来、指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするため、能力と適性に応じた管理職登用のための環境整備を継続して実施する必要があります。
9	男性職員の育児休業取得促進	平成 28 年度の男性職員の育児休業取得率は 5.4%と低水準にあります。男性が育児を自らのことと捉え、主体的に参画することで、男女共同参画への理解促進・意識改革を図ります。
10	性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信や相談支援	性的指向や性同一性障害に関する理解は徐々に深まっていますが、差別や偏見はなくなっています。性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている方への対策が必要です。

第4章 施策の展開

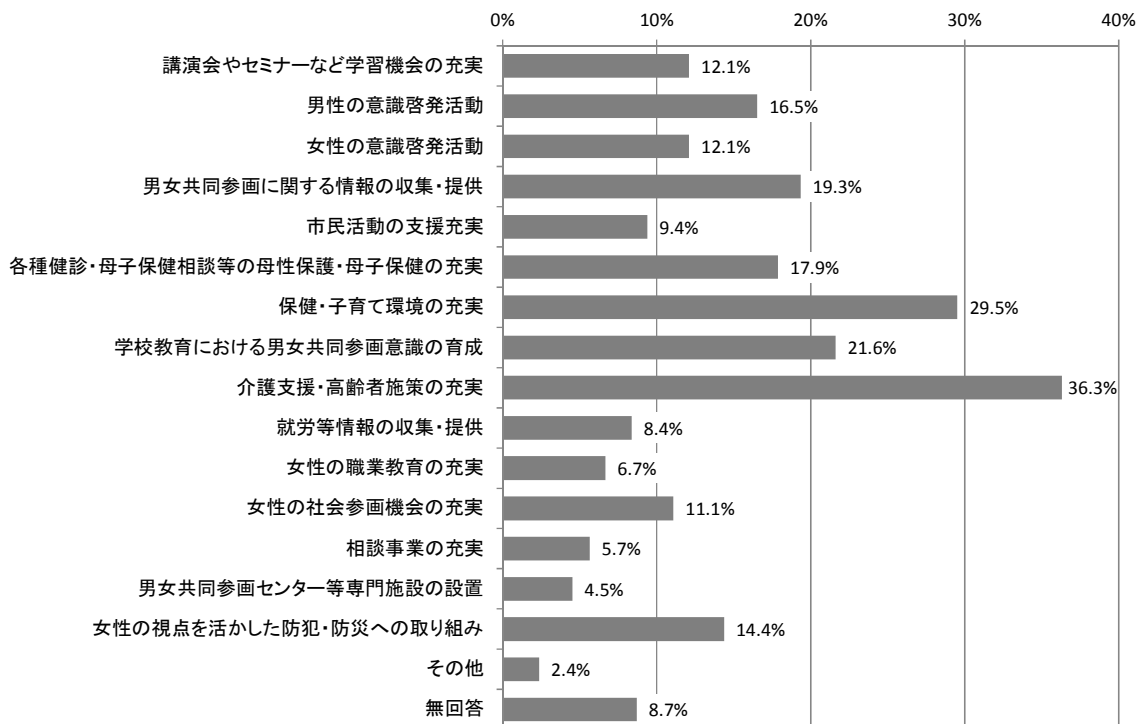
第4章 施策の展開

基本目標1 男女共同参画社会の基盤整備

今なお多くの人々が持っている伝統的な男性観・女性観や男女の役割に関する固定観念の中には、女性だけでなく男性の能力の発揮も阻害している可能性のあるものが含まれていることもあります。それによる不利益・不平等を除いていくことは、男女共同参画社会の実現のために大切です。行政には、市民の意識変革に伴って、不利益・不平等を除いていく役割が求められています。

市民意識調査においても、男女共同参画社会の実現に向け、市に期待することとして、日常生活において女性に偏りがちな「介護」「子育て」などに関する施策の充実に続き、「学校教育における男女共同参画意識の醸成」や「男女共同参画に関する情報の収集・提供」、「男性の意識啓発活動」、「女性の視点を生かした防犯・防災への取り組み」などの基盤整備に関する内容が多く回答されています。

【男女共同参画社会の実現に向け、市に期待すること】 n=884



【1】広報・啓発のさらなる推進

男女共同参画意識を高めるために、会議やセミナーなどの機会を積極的に設け、広報紙やホームページなどの媒体やイベントなどあらゆる機会を活用するなどして、男女共同参画に関する啓発活動を推進します。

番号	施策	内容	担当課
1-1-1	男女共同参画会議の開催	男女共同参画意識の幅広い啓発と、市民の交流促進を図るため、男女共同参画会議を開催します。	男女共同参画室
1-1-2	男女共同参画を推進するためのセミナー開催	男女共同参画に関する意識の向上を図り、能力や行動力を高めるため、セミナーを開催します。	男女共同参画室
1-1-3	男女共同参画情報発信	男女共同参画に関する取組や関係法令について、広報紙・ホームページ・イベント等で意識啓発や情報提供を行います。	男女共同参画室

【2】男女共同参画意識醸成のための教育の充実

学校教育の場は、6割の人が男女の地位が平等になっていると回答するなど、最も男女平等の環境が整っていると思われる場です。しかし、そうした平等の環境が、必ずしもその後の社会や家庭に引き継がれていません。新たに社会に出て家庭を築くことになる子どもたちが、当たり前のようにそうした隙間を埋めていくことができるように、学校における男女共同参画の視点に立った教育の更なる充実を図ります。

番号	施策	内容	担当課
1-2-1 -①	学校での男女共同参画の視点に立った教育の充実★	学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女平等、相互理解・協力について指導を行います。	教育指導課
1-2-1 -②		小中学校において、児童生徒が将来社会の一員として役割を果たしていくため、それぞれの個性や能力が発揮でき、自立して生きていくためのキャリア教育を行います。	教育指導課

【3】男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

近年、日本各地で地震や集中豪雨など自然災害の発生が続いており、平成24年には、本市でも竜巻による大きな被害が発生しました。そうした災害の発生に備え、女性の視点を取り入れた防災体制を整えることは、非常時に厳しい立場に追い込まれやすい女性自身や子ども、高齢者や障害者などを守るために重要な取り組みであるとの視点に立ち、施策を推進します。

番号	施策	内容	担当課
1-3-1	女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくり	災害時における女性のニーズに対応できるよう、女性の視点を取り入れた防災計画・防災体制づくりに努めます。	危機管理課

【4】国際的な男女共同参画の動向理解

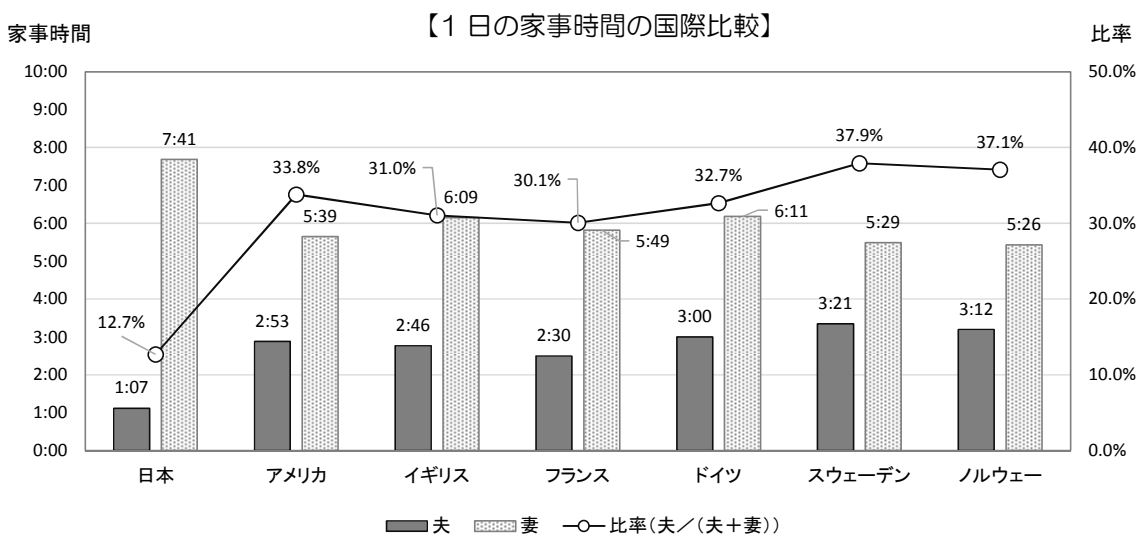
本市には、世界137ヶ国からの8千人を超える外国人が暮らす⁷という国際都市の顔があり、各国の男女共同参画に関する情報を得やすい状況にあります。そうした利点を生かし、収集した情報を市民に広く提供し、世界の動向についての理解促進を図ります。

番号	施策	内容	担当課
1-4-1	各国の男女共同参画施策の情報収集・紹介	各国の男女共同参画の取組情報を収集し、紹介します。	男女共同参画室

⁷ 平成28年10月1日時点。「統計つくば」平成28年度版による。

基本目標2 あらゆる分野での活躍推進

女性が社会の様々な分野で活躍するためには、就労環境の改善や意思決定の場などへの女性の参画を促進することが必要ですが、その前提として、男性の家事や育児などへの参画がより多くなることが求められます。しかしながら、家事にかかる時間を主要な先進諸国と比較すると、日本の夫の1日あたりの家事時間は1時間7分と他の国の夫の半分にも達していません。また妻と夫の合計の家事時間に占める夫の家事時間の割合も12.7%と、極めて低い状況となっています。



資料：内閣府 ※調査年：日本（2011），アメリカ（2015），その他（2004）

23～24 ページに示された市民意識調査においても、掃除や洗濯、食事の用意や後片づけなどの家庭内の仕事の分担について、「夫」との回答は1割未満、「夫婦一緒」との回答も3割未満であり、本市でも家事仕事が女性に偏っていることは明らかです。

【1】職業生活における活躍推進

一人ひとりが職業生活において活躍するためには、個人と企業の双方に対する支援が欠かせません。そのため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画⁸を未策定の事業主に対しては、計画策定に必要な情報を提供するなどの啓発活動に努めます。また、就業や起業を目指す人に対しては、支援制度に関する情報の提供を行います。更に、農業や理工系の分野などでの女性の活躍促進に向けた支援を行います。

番号	施策	内容	担当課
2-1-1	一般事業主行動計画に関する啓発★	女性活躍推進法により、一般事業主行動計画策定が努力義務となっている事業主に対し、策定・推進のための情報提供を行います。	男女共同参画室
2-1-2	就業関連情報提供及び再就職・職場復帰の支援	国・県等と連携し、新しい就業形態などに関する情報の収集・提供を行います。また、つくば市ふるさとハローワークにおいて、職業相談、職業紹介を行い、再就職及び職場復帰を支援します。	産業振興課
2-1-3	起業・創業を目指す人への情報提供・資金面の援助	各種セミナーや支援制度の情報提供を行います。また、各支援機関と連携し、相談業務を行います。	産業振興課
2-1-4 -①	女性の参画が少ない分野での支援★	家族経営協定の普及啓発を行い、快適な労働環境づくりを促進します。また、女性の能力・感性等を生かした新しい産業の創出が図れるよう、6次産業化のためのセミナー等を開催します。	農業政策課
2-1-4 -②		大学・研究機関・企業等と連携し、女子生徒や保護者等に対し、科学技術を身近なものとする取り組みを進めるとともに、ロールモデル（具体的な行動や考え方の模範となる人物）の紹介等を通じ、理工系女性の人材育成を推進します。	科学技術振興課

⁸ 女性が職業生活において、希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法」が制定されました。これにより平成28年4月1日から、事業主は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務づけられました（常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主については努力義務。）。

【2】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境整備

ワーク・ライフ・バランスを適正なものに維持・継続するためには、男性の家庭生活への参加を増やすことが求められますが、その参画を実際に効果のあるものとするためには、男性が一定水準の家事や育児や介護の能力をもたなければなりません。男性に対し、そうした能力向上のための具体的な働きかけを行うとともに、事業所に対して育児休業・介護休業を取得しやすい労働環境改善のための支援制度や事例の紹介を行います。更に、子育てや介護のしやすい社会環境づくりを推進します。

番号	施策	内容	担当課
2-2-1	男性の育児・介護休業取得を促進するための企業への情報提供★	市内事業者に対し、国や県の支援・助成制度や優良事例などの情報を提供し、制度利用を促進します。	産業振興課
2-2-2-①	男性の家庭生活への参画促進★	妊娠・出産・育児について、家族で正しい知識を持ち、積極的な育児参加ができるよう、講座を開催します。	健康増進課
2-2-2-②		両親子育て教室を開催し、家庭における男女の役割分担などについて考える機会を提供します。	文化芸術課
2-2-2-③		子育て家庭が外出しやすい環境を整備するため、授乳やおむつ替えスペースを設置した施設をあかちゃんの駅として登録し、情報提供を行います。	こども政策課
2-2-3-①	育児・介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり ⁹	仕事と育児の両立を支援するため、保育ニーズに即した保育体制の強化等サービスの充実を図ります。	幼児保育課
2-2-3-②		仕事と育児の両立を支援するため、児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの活動を推進します。	こども育成課
2-2-3-③		仕事との両立や介護離職を防止するため、ニーズに応じた介護サービスの充実を推進します。	高齢福祉課 介護保険課
2-2-4	労働環境改善のための情報提供・啓発★	仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正や年次有給休暇取得の促進、更にハラスメントの防止等の労働環境改善のための情報提供を行います。	産業振興課

⁹ 育児関係事業は、「つくば市子ども・子育て支援プラン」、高齢者・介護関係事業は、「つくば市高齢者福祉計画」により推進しています。

【3】 市政における女性の参画促進

女性が市政の方針や施策の決定に関わり、その意見がより反映されることは、女性自身に対してのみならず、市の施策を全ての市民に対しよりよいものとするために大切なことです。そのために、審議会等において女性委員が活動しやすい環境づくりを推進します。

番号	施策	内容	担当課
2-3-1	審議会等委員の女性委員の登用★	市政運営において、女性が自らの能力を十分に生かし、様々な分野で政策や方針決定に関わり、意見や考え方を反映させることができる環境づくりを進めます。	男女共同参画室

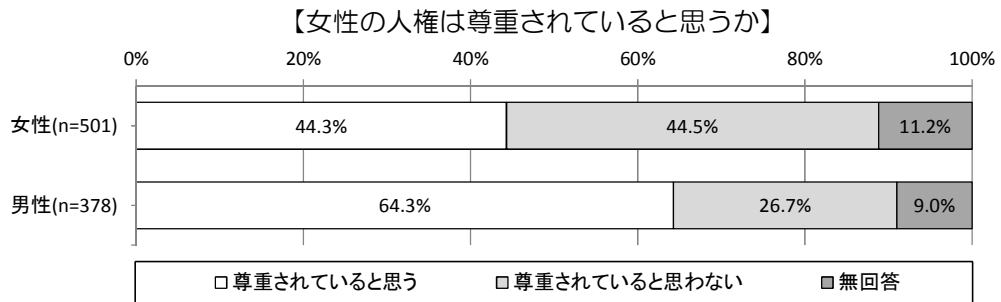
【4】 市と市職員が率先して行う取り組み

男女共同参画を推進するために、行政は、市民や事業所への啓発を行うだけでなく、自らが先頭に立って具体的な行動を開始し、その成果と課題解決への取り組みを市全域へと展開することが求められます。そのために、男女共同参画において特に重要な施策に、市と市職員とが率先して取り組みます。

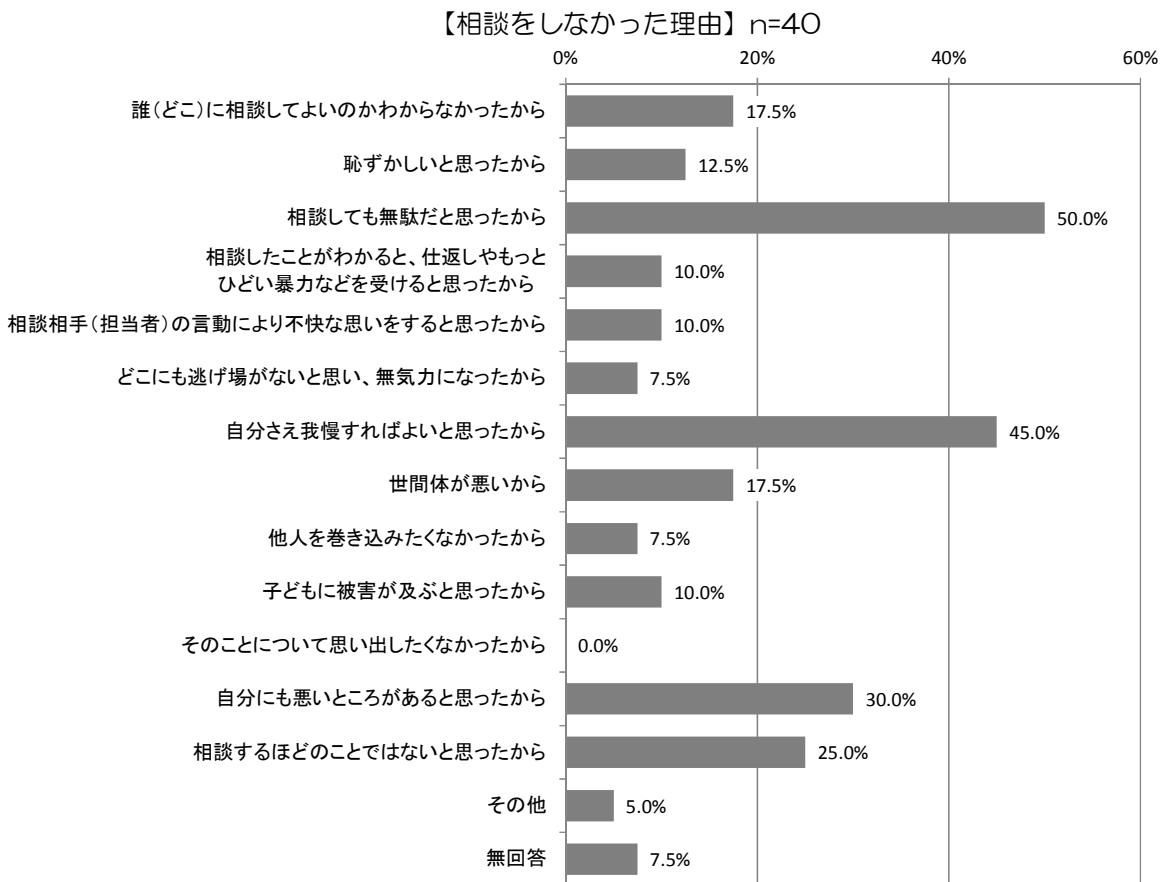
番号	施策	内容	担当課
2-4-1	女性職員の管理職等登用の推進★	女性が管理職を目指せるような職場環境の整備に努め、能力と適性に応じ、管理職登用・昇任を進めます。	人事課
2-4-2	育児休業・介護休暇等が取得しやすい環境づくり	男女がともに育児休業、介護休暇及び看護休暇制度を活用することができる職場の雰囲気づくりに努めます。	ワークライフバランス推進室
2-4-3	職場におけるハラスメント防止対策の推進	職場等におけるセクシャルハラスメント・パワーハラスメントに関し、研修を通して職場単位での防止に努めます。また、相談員を配置し、相談体制の充実に努めます。	ワークライフバランス推進室
2-4-4	男性職員の育児休業取得促進★	男性職員の育児休業取得を奨励し、2週間以上100%の取得を目指します。	ワークライフバランス推進室

基本目標3 一人ひとりの人権の尊重

市民意識調査において、女性の人権が「尊重されていると思う」男性は64.3%いますが、女性では44.3%に留まり、女性の人権について、男女間での認識に大きな違いが現れています。



また、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあるにもかかわらず相談をしなかった理由として、「相談しても無駄」が5割、「自分にも悪いところがある」が3割に上り、相談することへの信頼感の不足とDVは重大な人権侵害であるとの理解が浸透していないことが明らかとなっています。



【1】配偶者等暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）根絶のための啓発

DVを根絶するためには、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることの理解を、被害者となりがちな女性も含め、浸透させる必要があります。そのために、様々な機会や媒体を利用し、周知・啓発活動を行います。

番号	施策	内容	担当課
3-1-1	DV防止のための広報・啓発	配偶者等からの暴力は犯罪であるという意識の浸透と理解の促進を図るため、セミナーやホームページ等において、啓発活動を行います。	男女共同参画室

【2】相談体制の充実と被害者の保護

DVを受けた被害者が安心・信頼して相談できる体制づくりが必要です。そのために、相談に対応する相談員の資質の向上を図るとともに、被害者を保護する体制の整備を推進します。

番号	施策	内容	担当課
3-2-1	女性のための相談室の実施	夫婦・親子の問題、人間関係、DV（夫・パートナーからの暴力）、生き方などについて、必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう、女性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
3-2-2	相談員研修の充実	相談業務についての必要な知識や能力を身につけ、相談者のニーズに即した対応ができるよう相談員の資質を高めます。	男女共同参画室
3-2-3	男性のための電話相談の実施	夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの問題や悩みを抱えている男性に対し、男性相談員が相談・支援を行います。	男女共同参画室
3-2-4	保護のための関係機関との連携強化	DV被害者への的確な支援を図るため、相談事例の情報交換を行うなど、関係機関相互による連携を強化します。	男女共同参画室

【3】性に関する差別の解消

「性的指向や性同一性障害に起因する差別的な扱いは不当なことである」との認識は徐々に広がっていますが、現在においても偏見や差別はなくなっておりません。性的指向や性同一性障害が差別につながらないように適切な情報発信に努めるとともに、現実の問題を抱えている人への支援を行います。

番号	施策	内容	担当課
3-3-1	性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信や相談支援★	性的指向や性同一性障害の理解を深めるための情報発信を行います。また、このことで、悩み・問題を抱えている方に対し相談支援を行います。	男女共同参画室

指標一覧

No.	項目	実績値 ¹⁰	現状値 ¹¹	前計画指標 平成 29(2017) 年度	本計画指標 平成 34(2022) 年度	担当課
1-1	男女共同参画セミナー参加者数	男 79 人 女 278 人	男 42 人 女 509 人	男 100 人 女 300 人	男 100 人 女 500 人	男女共同 参画室
2-1	つくば市ふるさとハローワークでの女性の正規雇用の就業者数	195 人	273 人	—	350 人	産業振興課
2-1	特定創業支援事業による女性の創業件数	—	11 人	—	15 人	産業振興課
2-1	家族経営協定締結累計	164 件	193 件	188 件	205 件	農業政策課
2-2	マタニティサロンの夫またはパートナーの参加者の割合	39.5%	41.5%	—	44.4%	健康増進課
2-2	保育所待機児童数	15 人 (平成 24 年 4 月 1 日現在)	114 人 (平成 29 年 4 月 1 日現在)	—	0 人	幼児保育課
2-2	病児・病後児保育実施施設数	1 施設	3 施設	—	4 施設	幼児保育課
2-2	放課後児童クラブ受け入れ児童数	1,613 人	3,090 人	—	4,028 人	こども育成課
2-3	審議会等委員の女性委員の割合	全体で 23.5% (平成 24 年 4 月 1 日現在)	全体で 30.0% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	全体で 30.0%	各審議会毎に 30.0%	男女共同 参画室
2-3	審議会等委員の女性の長の割合	—	全体で 9.4% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	—	全体で 30.0%	男女共同 参画室
2-4	市職員(行政職)の管理職に占める女性の割合(課長補佐職以上)	19.7% (平成 24 年 4 月 1 日現在)	23.5% (平成 29 年 4 月 1 日現在)	25.0%	28.0%	人事課
2-4	市職員(行政職)の係長職に占める女性の割合	15.9%	19.1%	—	50.0%	人事課
2-4	男性職員の2週間以上の育児休業取得	0.0%	5.4%	—	100.0%	ワークライフバランス 推進室
3-2	男性のための電話相談	2 回	4 回	4 回	6 回	男女共同 参画室

¹⁰ 実績値：平成 23 年度末または平成 24 年 4 月 1 日現在

¹¹ 現状値：平成 28 年度末または平成 29 年 4 月 1 日現在

「男女共同参画に関する市民意識調査」における目標値

No.	項目	平成 18 (2006)年	平成 23 (2011)年	平成 28 (2016)年	平成 33 (2021)年 (目標値)
1	市民意識調査 家庭生活において男女平等 になっていると思う割合	31.2%	37.6%	37.3%	50.0%
2	市民意識調査 社会通念、慣習、しきたりに おいて男女平等となっている と思う割合	13.3%	13.9%	13.6%	50.0%
3	市民意識調査 仕事と家庭生活を優先するこ とを希望する人の割合と現実 に仕事と家庭生活を優先して いる人の割合の差	—	10.2%	7.1%	3.0%
4	市民意識調査 DV相談した人の割合 (DV相談した人/DV受けたこ とがある人)	36.6% (34/93)	37.0% (30/81)	25.4% (16/63)	50.0% (20/40)
5	市民意識調査 「つくば市女性のための相談 室」を知っている割合	24.6%	20.0%	33.8%	50.0%
6	市民意識調査 女性活躍推進法の認知度	—	—	20.9%	50.0%
7	事業所調査 雇用機会における均等の実 態： 採用が均等になっている割合	60.3%	68.1%	64.6%	80.0%
8	事業所調査 ワーク・ライフ・バランスに取 り組んでいる事業所の割合	—	50.3%	48.5%	70.0%
9	職員意識調査 男女共同参画の視点を持っ て事業・業務を行っている人 の割合	48.7%	54.8%	57.5%	90.0%
10	職員意識調査 ワーク・ライフ・バランスに対 する職場の理解度	—	—	66.6%	90.0%

男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値

※参考値は、男女共同参画社会の形成の状況を把握するため、計画期間終了時の数値と比較するための値です。

No.	項目	現状値(平成 29 年)
1-3	消防吏員に占める女性の割合	2.0%
1-3	消防団員に占める女性の割合	2.8%
2-1	女性の認定農業者数	9人(うち法人代表 2 人含む)
2-1	農村女性起業数	個人 14 人 グループ 3 団体
2-2	地域子育て支援拠点施設数	8施設
2-3	区長に占める女性の割合	4.1%
2-3	市議会議員の女性の割合	25.0%
2-4	市職員(行政職)の課長補佐職に占める女性の割合	35.5%(54/152)
2-4	市職員(行政職)の課長職に占める女性の割合	10.0%(8/80)
2-4	市職員(行政職)の次長職に占める女性の割合	10.3%(4/39)
2-4	市職員(行政職)の部長職に占める女性の割合	7.1%(1/14)

第5章 推進体制

第5章 推進体制

職員一人ひとりの男女共同参画意識を更に向上させることをはじめとし、効果的に本計画を推進するため、全庁的に男女共同参画推進体制を強化します。

また、市民や関係機関と連携、協力をする体制を構築しながら、男女共同参画社会を担う人材の育成に努めます。そして、計画の実効性を高めるため、進行管理と男女共同参画に関する現状や市民ニーズの把握に努めます。

1 庁内の推進体制の充実

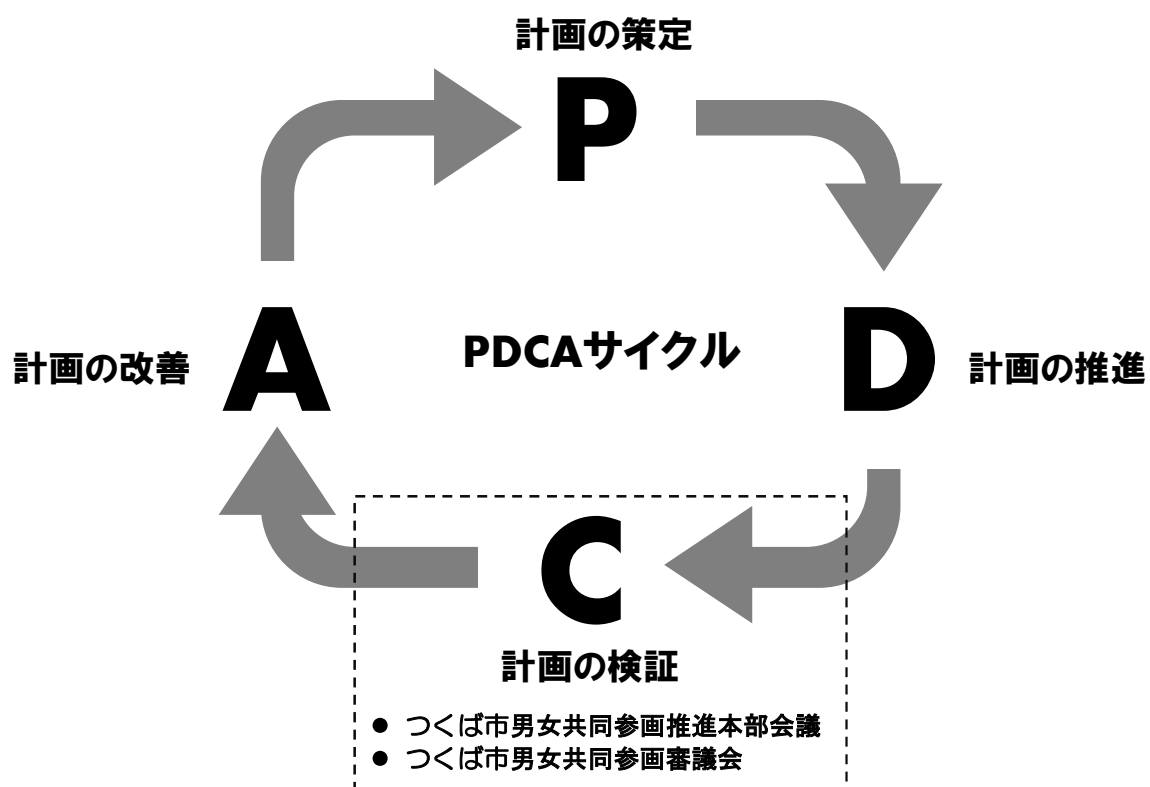
市では、引き続き、男女共同参画推進本部を中心として、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

2 連携する推進体制の構築

男女共同参画は、家庭内や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面に関わります。従って、市民や地域、事業者や行政など、つくば市を構成する多くの個人や組織が男女共同参画社会づくりのために連携することが必要です。市では、男女共同参画に関する学習や情報発信、市民の交流や連携、相談窓口の拠点となる総合的な（仮称）「市民総合活動センター」の整備に向けた検討を進めています。

3 PDCA サイクルによる進行管理

本計画では、PDCA サイクルによる進行管理を行います。サイクル中のC（計画の検証）のステップは、各施策の担当部署による自己評価と5年ごとに実施をする市民意識調査結果について、庁内組織である「つくば市男女共同参画推進本部会議」及び外部組織である「つくば市男女共同参画審議会」において実施します。



資 料 編

策定経過

年 月 日	内 容
平成 28 年度	
7月 26 日	第1回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査について
9月 1 日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画に関する市民意識調査について
10月 1 日～25 日	男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査・職員意識調査の実施
平成 29 年度	
5月 25 日	第1回つくば市男女共同参画推進本部会議
7月～8月	施策担当部課調査依頼, ヒアリング
8月 9 日	第1回つくば市男女共同参画審議会(諮問) ・男女共同参画推進基本計画の概要及び策定スケジュールについて ・男女共同参画推進基本計画の体系について
9月 21 日	第2回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画(原案)について
10月 3 日	第2回つくば市男女共同参画推進本部会議 ・男女共同参画推進基本計画(原案)について
10月 12 日	第3回つくば市男女共同参画審議会 ・男女共同参画推進基本計画(原案)について
11月 14 日	庁議(男女共同参画推進基本計画(案)パブリックコメントの実施について)
12月 1 日～1月 9 日	男女共同参画推進基本計画(案)パブリックコメントの実施
2月 6 日	第4回つくば市男女共同参画審議会 ・パブリックコメントの実施結果報告及び男女共同参画推進基本計画(案)について
2月	男女共同参画推進基本計画(案)の答申
3月	庁議(男女共同参画推進基本計画の策定について)

つくば市男女共同参画社会基本条例

平成 16 年 3 月 26 日

条例第 25 号

男女共同参画社会は、男女が家庭生活においても、社会生活においても、互いに尊重し合い、共に責任を分担し、柔軟に役割を考え、あらゆる分野の活動に性別にかかわらず個性と能力に応じて対等に参画して、固有な人格の自由な発展を育む社会である。

21 世紀をむかえ、社会は少子高齢化の進行、経済活動の成熟化、情報通信をはじめとする科学技術の進歩など、急速な変化を遂げている。こうした中で、生きがいをもって自分らしく生き生きとした生活を送るためには、なお一層の男女共同参画社会の進展が図られなければならない。このことは、つくば市が掲げる人間性の尊重というまちづくりの理念にも合致するものである。

つくば市が、国際都市にふさわしく、他の都市の模範となるような活力あるまちづくりをするためには、男女共同参画社会の実現を市政の最重要課題の一つとして位置付け、総合的な施策を展開することが必要である。

よって、ここに男女共同参画社会を推進する取組を明らかにし、目指す社会の実現を図るため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、つくば市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会男女平等の実現を目指し、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、又は勤務し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。

- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は不必要な身体への接触により、他の者を不快にさせ、当該者の社会生活のあらゆる場面においてその環境を害すること及び当該性的言動への対応を理由として、当該者に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はかつて配偶者であった者に対する暴力的な行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及び当該暴力的行為に付随して生じる子への暴力的な行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が一人の人間として性別により差別されることなく、その人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会的文化的に形成された性差による固定的な役割を強制されることなく、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができるように配慮されること。
- (3) 政策又は方針の立案、決定等意思決定の過程への女性の参画を促進するため、女性が自らの意識及び能力を高め、主体的に思考し、かつ、行動できるように配慮されること。
- (4) 社会のさまざまな構成員が、あらゆる機会や場面において、必要な情報及び意思の交換が円滑にできるように配慮されること。
- (5) 国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の形成を施策の主要な方針として位置付け、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するものとする。
- 3 市は、第1項に定める施策を企画し、調整し、及び実施するために必要な体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会の形成に関する理解を深め、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に関し、第 3 条に定める基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女共同参画社会の推進を阻害するセクシュアル・ハラスメント等の人権侵害が生じないよう職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、男女が仕事、育児及び介護を含めた家庭生活並びに地域内における活動について、両立できるような職場環境の整備に努めなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するとともに、必要に応じ積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

第 2 章 基本計画

(基本計画の策定)

第 7 条 市は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画推進基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 男女共同参画の推進を図るための総合的かつ計画的な施策の大綱
 - (2) 男女共同参画の推進を図るための基本的施策の実施に必要な事項
- 3 市は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴取するとともに、つくば市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。
- 4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策実施等の評価)

第 8 条 市は、男女共同参画の推進を図るため、基本的施策の策定及び実施について合理的かつ適切に評価するための措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 9 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況、今後の施策の実施予定等について、毎年、報告書を作成し、公表しなければならない。

第 3 章 基本的施策

(政策等決定過程における男女共同参画の推進)

第 10 条 市は、政策又は方針の決定過程への男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めなければならない。

- (1) 市の各種委員会、審議会等の委員その他の構成員に関する男女共同参画
- (2) 女性職員の積極的な職域拡大、管理職等への登用及び能力開発

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 11 条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対して必要な情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画の実施状況に関する報告及び適切な措置を講じるよう協力を求めることができる。

2 市は、前項に定める報告に基づき、男女共同参画に対する取組状況について公表することができるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関し主体的かつ積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、公表するものとする。

(自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 市は、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 経営に女性が主体的に参画することができるような環境を整備するとともに、能力の開発及びその能力が適正に評価されるような支援体制を整備する措置

(2) 経営者、その配偶者及びその他の家族の自由な意思に基づき、経営の目標、収益の分配、経営の移譲の計画、就業時間等について取り決める家族経営協定などの就業に関する条件を整備するための措置

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、自営の商工業及び農業分野における男女共同参画の推進を図るために必要な措置

(高度情報社会における男女共同参画の推進)

第 13 条 市は、高度情報社会における男女共同参画の推進を図るため、男女があらゆる機会に必要な情報を得ること及び男女が平等にその能力を発揮することができるよう、情報技術及び知識の習得等の学習環境を整備するための措置を講じるよう努めるものとする。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第 14 条 市は、市民が男女共同参画についての関心と理解を深めるため、学校教育及び生涯学習の場における男女共同参画に関する教育又は学習の振興を図るための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、学校教育及び生涯学習において、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及びその個性に応じて学校教育又は生涯学習の場に参加できるような環境を整備するとともに、その活動を支援するよう努めるものとする。

(家庭生活と社会生活等の調和)

第 15 条 市は、家庭責任を有する男女が対等な立場で、家庭生活及び家庭生活以外の活動が両立することができるよう、支援その他の必要な措置を講じるものとする。

(健康の保持及び増進)

第 16 条 市は、男女が対等な立場において互いの性への理解を深めることにより、妊娠及び出産について女性の意思を尊重し、並びに性と生殖に係る健康保持を図るよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、男女がその生涯にわたる心身の健康を保持し、及び増進をするための教育、啓発、健康相談等の必要な措置を講じるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 17 条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を実施するため、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 性別による人権侵害の禁止

(性別による人権侵害の禁止及び被害者保護等)

第 18 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談等の申出があったときは、当該相談等の申出に速やかに対処するとともに、関係機関又は団体と密接に連携して一時保護等の適切な措置を講じるよう努めるものとする。

(男女共同参画を阻害する情報等への対応)

第 19 条 何人も、広告、ポスター等の公衆に対して表示する情報において、異性に対する暴力的行為及び性の商品化を助長し、又はこれらを連想させる表現を行わないように努め、男女共同参画の推進を阻害しないようにしなければならない。

2 市は、前項の規定に反すると認めるときは、当該情報の表示にかかわった者に対して撤去勧告等の必要な措置を講じるものとする。

第 5 章 苦情等の処理

(苦情等の処理)

第 20 条 市民は、男女共同参画社会の形成の促進を阻害すると認められる事項に関する苦情その他の意見(以下「苦情等」という。)を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、必要と認めるときは、調査を行うことができる。

3 前項の規定に基づく調査の対象となる関係者は、当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告等)

第 21 条 市は、前条に規定する苦情等の処理に関し、つくば市男女共同参画審議会に報告するとともに、必要に応じ、当該関係者に対し是正のための助言、指導等を行うことができる。

第 6 章 審議会

(審議会の設置)

第 22 条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的及び総合的施策並びに重要事項を調査審議し、答申するため、つくば市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長が任命する委員 20 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれかの一方の委員の数は、委員の総数の 4 割未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 7 章 委任

(委任)

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

つくば市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成28年7月1日～平成30年6月30日)

氏名	所属・役職	備考
浅野 和男	つくば市商工会事務局長	
石川 進	つくば市社会福祉協議会副会長兼常務理事	H28/7/1～H29/3/31
一色 喜美子	つくば市区会連合会会長	H29/5/18～
井出 ゆかり	産業技術総合研究所総務本部ダイバーシティ推進室長	
稲川 幸子	つくば市消防団女性支団支団長	
宇野 信子	つくば市議会議員	H28/12/21～
浦里 晴美	つくば市地域活動連絡協議会会長	
江戸 俊美	つくば市区会連合会会長	H28/7/1～H29/5/17
岡野 和夫	つくば市校長会会長(竹園東中学校長)	H28/7/1～H29/3/31
小倉 洋子	学識経験者(高齢福祉)	
川鈴木 洋子	つくば市農業農村男女共同参画社会推進委員会会長	H28/7/8～
坂本 禎子	公益社団法人認知症の人と家族の会世話人	会長
鈴木 桂子	認定特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所理事	H28/7/1～H29/8/21
土井 隆義	筑波大学人文社会系教授	副会長
中井 聖	NPO 法人ままとーん代表	
中島 達夫	つくば市校長会会長(谷田部中学校長)	H29/4/19～
中山 正巳	つくば市青少年相談員連絡協議会会長	
生田目 美紀	筑波技術大学産業技術学部総合デザイン学科教授	
沼尻 満男	NPO 日本スポーツ振興協会代表	
ヘイズ ジョン	つくば市議会議員	H28/12/21～
星埜 祥子	子育て休憩室&ほっとステーション オアシス代表	
本多 めぐみ	つくば保健所長	
松岡 嘉一	つくば市議会議員	～H28/12/20
松崎 万季	つくば市農業農村男女共同参画社会推進委員会会長	～H28/7/7
山本 美和	つくば市議会議員	～H28/12/20
吉場 勉	つくば市社会福祉協議会副会長兼常務理事	H29/4/1～

つくば市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 つくば市における男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進するため、つくば市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他男女共同参画推進施策の推進に係る重要事項の総合調整に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、つくば市庁議等規則（平成元年つくば市規則第17号）第3条に定める部長等をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、主宰する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、前項の会議における事案に特に関係のある職員を当該会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民部男女共同参画室において処理する。

附 則

この要項は、平成16年6月15日から施行する。

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

この要項は、平成19年11月14日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

平成 29 年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿

組 織	所 属	氏 名
本部長	市長	五十嵐 立青
副本部長	副市長	飯野 哲雄
副本部長	副市長	毛塚 幹人
本部員	教育長	門脇 厚司
本部員	市長公室長	松本 玲子
本部員	総務部長	鈴木 傳司
本部員	政策イノベーション部長	神部 匡毅
本部員	財務部長	小泉 邦男
本部員	市民部長	中山 貢
本部員	保健福祉部長	小田倉 時雄
本部員	こども部長	飯泉 省三
本部員	経済部長	高野 正美
本部員	都市計画部長	長島 芳行
本部員	建設部長	栗原 正治
本部員	生活環境部長	長 卓良
本部員	会計管理者	板倉 亨一
本部員	教育局長	新井 隆男
本部員	消防長	大山 裕幸
本部員	議会事務局長	塚田 修身
本部員	選挙管理委員会事務局長	田中 千晴
本部員	監査委員事務局長	高田 有理子
本部員	農業委員会事務局長	寺田 好二

男女共同参画に係る相談窓口

つくば市女性のための相談室

●女性のための電話相談

☎ 029 (856) 5630 (毎月第1~4月曜日 10:00~16:00)

*女性相談員が対応

●女性のための面談相談(予約制)

予約☎ 029 (854) 8515

一般相談 毎月第1・2・3・4火曜日 10:00~16:00

女性を取り巻くさまざまな問題についての相談

心と生き方相談 毎月第1・2・3・4水曜日 10:00~16:00

女性カウンセラーによる心の整理のお手伝い

法律相談 毎月第2・3木曜日 13:30~15:30

「心と生き方相談」と「法律相談」は、事前に「一般相談」又は「電話相談」をお受け下さい。

つくば市男性のための電話相談

【対象】つくば市在住、在勤、在学の男性 *男性相談員が対応

相談内容： 夫婦関係や家族、人間関係、仕事、生き方などの悩みに関する相談

相談日、電話番号については、つくば市ホームページにてご確認ください。

女性プラザ男女共同参画支援室

☎ 029 (233) 3982 (平日 9:00~17:00)

相談内容： 起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談

茨城県女性相談センター(茨城県配偶者暴力相談支援センター)

☎ 029 (221) 4166 (平日 9:00~21:00 土日祭日 9:00~17:00)

相談内容： 配偶者や交際相手からの暴力、離婚、男女問題などに関する相談

茨城県警察女性専用相談電話

☎ 029 (301) 8107 (女性警察官が24時間対応)

相談内容： DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談

茨城県警察県民安心センター

☎ #9110 又は 029 (301) 9110 (24時間受付)

相談内容： 犯罪等による被害の未然防止に関する相談・安全と平穏についての相談

茨城県警察「勇気の電話」

☎ #8103 又は 029 (301) 0278 (平日 8:30~17:15)

相談内容： 性犯罪被害相談

厚生労働省茨城労働局雇用環境・均等室

☎ 029 (277) 8295 (平日 8:30~17:15)

相談内容： 職場におけるセクシャル・ハラスメントに関する相談

発行

つくば市市民部市民活動課男女共同参画室

平成 30（2018）年 3 月

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1

TEL 029-883-1111

URL <http://www.city.tsukuba.ibaraki.jp/>



つくば市